

袖ヶ浦市介護保険運営協議会（令和２年度 第５回）議事録

- 1 開催日時 令和３年３月２２日（月） 午後２時００分開会
- 2 開催場所 市役所旧館３階大会議室
- 3 出席委員

会 長	小 泉 政 洋	委 員	神 川 律 子
副会長	立 川 久 雄	委 員	中 村 隆
委 員	大岩 みさ子	委 員	佐 藤 博 文
委 員	三 木 善 久	委 員	天 野 恵 子
委 員	山本 美津子	委 員	宮 口 拓
委 員	菅 野 美 穂	委 員	大 海 高 子
委 員	石 川 尚 子		

（欠席委員）

委 員	渡 邊 彰 浩	委 員	山 中 太 郎
-----	---------	-----	---------

- 4 出席職員

福祉部長	今関 磨美	介護保険課 管理班 管理班長	須藤 英昭
福祉部 参事 [介護保険課長]	野呂 幸晴	介護保険課 管理班 副主査	四宮 里江子
高齢者支援課長	金子 則彦	介護保険課 管理班 副主査	田代 哲朗
高齢者支援課 地域包括支援班長	鹿島 健志	介護保険課 認定給付班 副主査	齋藤 靖典
介護保険課副課長 [認定・給付班長]	森本 芳弘	介護保険課 認定給付班 主任主 事	石井 麻美

- 5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	５人	傍聴人数	１人
------	----	------	----

- 6 議題

- (1) 令和２年度指定地域密着型サービス事業所の指定更新について
- (2) 看護小規模多機能型居宅介護事業者の指定について
- (3) 介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について
- (4) 令和２年度認定者数、受給者数、サービスの種類別の給付実績等について
- (5) 令和３年度袖ヶ浦市地域包括支援センター運営方針について
- (6) 令和３年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について
- (7) 地域包括支援センター事業者選定について
- (8) 地域密着型サービス事業者選定について
- (9) 令和３年度袖ヶ浦市介護保険運営協議会の開催スケジュールについて

7 議 事

事務局 (野呂参事)	出席の報告を頂いております委員の皆様、全員お揃いですので、始めさせていただきます。 本日、渡辺委員、山中委員、が所用のため欠席との報告を頂いております。ただいまの出席委員は13名でございます。従いまして、半数以上の出席があり、協議会規則第4条第2項の規定による定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。 開会に先立ちまして、報告が2件ございます。 1件目ですが、令和3年2月28日付けで岸委員から辞任の申し入れがございました。岸委員辞任に伴いまして、介護サービス事業者として本委員会へ委員を推薦しているかずさ萬燈会さんより新委員として 宮口 拓 様の推薦があり、今回から 岸 勇介様に変更しまして 宮口 拓 様に委員をお願いしております。 宮口委員、ひと言、ご挨拶をいただけますでしょうか。
宮口委員	【あいさつ】
事務局 (野呂参事)	ありがとうございます。 2件目ですが、今年度、介護保険運営協議会において、皆様にご意見を伺いながら策定しました「袖ヶ浦市高齢者福祉計画第8期介護保険事業計画及び袖ヶ浦市成年後見制度利用促進基本計画」についてですが、保険料率などの改定にかかる介護保険条例の改正が、令和3年2月議会において、可決されましたのでご報告させていただきます。本計画については、現在製本作業を進めておりまして、次回の運営協議会までに配布させていただきますので、よろしく願います。 それでは、令和2年度第5回袖ヶ浦市介護保険運営協議会を始めさせていただきます。 まず事前に郵送させていただきました資料のご確認をお願いいたします。 はじめに次第になります。 次に議題（1）資料「令和2年度指定地域密着型サービス事業所の指定更新について」になります。 次に議題（2）資料「看護小規模多機能型居宅介護事業者の指定について」になります。 次に議題（3）資料「介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について」になります。

	次に議題（４）資料「令和２年度認定者数、受給者数、サービスの種類別の給付実績等について」になります。 次に議題（５）資料①「令和３年度袖ヶ浦市地域包括支援センター運営方針（案）」と資料②「令和３年度袖ヶ浦市地域包括支援センターにおける重点目標及び事業計画（案）」になります。 次に議題（６）資料①「指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について（訂正）」と資料②「令和３年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について」になります。 次に議題（７）資料「地域包括支援センター事業者選定について」と参考資料「袖ヶ浦市プロポーザル方式実施要項」になります。 次に議題（８）資料「地域密着型サービス事業者選定について」になります。 最後に議題（９）「令和３年度袖ヶ浦市介護保険運営協議会の開催スケジュールについて」になります。 以上、次第を含め１３点でございます。不足等はございませんでしょうか。 それでは、次第により、会議を進めて参ります。 小泉会長、あいさつをお願いいたします。
小泉会長	【あいさつ】
事務局 (野呂参事)	ありがとうございます。 それでは、早速、議事に入りたいと思います。会議の進行は、袖ヶ浦市介護保険運営協議会規則第４条の規定により、会長が行う事となっておりますので、小泉会長をお願いしたいと思います。それでは、小泉会長、よろしくお願いいたします。
小泉会長	議事に入る前に、会議の公開及び傍聴について、事務局から説明をお願いします。
事務局 (野呂参事)	本日の会議は、公開でございます。なお、会議録につきましては、ホームページ及び市政情報室で公開して参りますのでご了解ください。委員の皆様方には、後日、議事録を送付させていただきます。 また、本日の傍聴人は１名です。
小泉会長	皆様、会議の公開等については、よろしいでしょうか。 傍聴の方につきましては、配布いたしました要領の注意事項を遵

	守し、会議の円滑な運営にご協力をお願いいたします。 それでは、議事に入らせて頂きます。 本日の議題は、１０件でございます。会議次第をご覧ください。 議題（１）令和２年度指定地域密着型サービス事業所の指定更新については、事務局からの報告を受けご意見を頂くものです。 議題（２）看護小規模多機能型居宅介護事業者の指定について、事務局からの説明を受けご審議を伺うものです。 議題（３）介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定については、事務局からの報告を受けご意見を頂くものです。 議題（４）令和２年度認定者数、受給者数、サービスの種類別の給付実績等について事務局からの説明を受けご意見を伺うものです。 議題（５）令和３年度袖ヶ浦市地域包括支援センター運営方針について事務局からの説明を受けご意見を伺うものです。 議題（６）令和３年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について事務局からの説明を受けご審議を伺うものです。 議題（７）地域包括支援センター事業者選定について事務局からの説明を受けご審議いただくものです。 議題（８）地域密着型サービス事業者選定について事務局からの説明を受けご意見を伺うものです。 議題（９）令和３年度袖ヶ浦市介護保険運営協議会の開催スケジュールについて事務局からの説明を受けご意見を伺うものです。 議題（１０）その他については、議題（１）から（９）以外に何かありましたら、ご意見を伺うものです。 議事の進行ですが、事務局の説明の後、質疑や意見をお受けする事とします。 それでは議題（１）「令和２年度指定地域密着型サービス事業所の指定更新について」事務局より説明を求めます。
事務局 (四宮副主査)	【議題（１）に関する説明】
小泉会長	事務局の説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。質疑ではなく、ご意見でも結構ですので、何かありましたらお願いいたします。 無いようですので、次の議題に移らせていただきます。 次に、議題（２）「看護小規模多機能型居宅介護事業者の指定について」事務局の説明を求めます。

事務局 (田代副主査)	【議題（２）に関する説明】
小泉会長	事務局の説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。質疑ではなく、ご意見でも結構ですので、何かありましたらお願いいたします。 無いようであれば本議案については審議案件になりますので、看護小規模多機能型居宅介護事業者の指定について賛成の方の挙手を求めます。 全員賛成です。これにより、看護小規模多機能型居宅介護事業者の指定については承認されました それでは、議題（３）、「介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について」、事務局の説明を求めます。
事務局 (鹿島班長)	【議題（３）に関する説明】
小泉会長	事務局の説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。質疑ではなく、ご意見でも結構ですので、何かありましたらお願いいたします。 無いようですので、次の議題に移らせていただきます。 次に、議題（４）「令和２年度認定者数、受給者数、サービスの種類別の給付実績等について」事務局の説明を求めます。
事務局 (石井主任主事)	【議題（４）に関する説明】
小泉会長	事務局の説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。質疑ではなく、ご意見でも結構ですので、何かありましたらお願いいたします。 無いようですので、次の議題に移らせていただきます。 次に、議題（５）「令和３年度袖ヶ浦市地域包括支援センター運営方針について」事務局の説明を求めます。
事務局 (鹿島班長)	【議題（５）に関する説明】
小泉会長	事務局の説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。質疑ではなく、ご意見でも結構ですので、何かありましたらお願いいたします。
中村委員	成年後見制度の利用に関してですが、社会福祉協議会においても

	成年後見制度を行っていると思いますが、地域包括支援センターと社会福祉協議会との役割の兼ね合いについて伺います。
事務局 (鹿島班長)	社会福祉協議会の成年後見制度は、成年後見が必要な方に対して、裁判所が後見の必要性を決定することになりますが、社会福祉協議会として、後見人を受けてもらっています。 地域包括支援センターについては、後見人になるということではなく、相談があった場合に成年後見制度の利用に繋げるような役割を考えています。繋げる先の1団体として社会福祉協議会であったり、その他に司法書士であったりとか、弁護士であったり、そういった方が後見になるケースもあります。地域包括支援センターとしては、後見が必要な方に、社会福祉協議会などの団体に繋げる役割を担うものと考えております。
小泉会長	他に無いようであれば、次の議題に移らせていただきます。 次に、議題（６）「令和３年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について」事務局の説明を求めます。
事務局 (鹿島班長)	【令和２年１１月５日 第３回介護保険運営協議会 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの委託についての訂正の説明】
小泉会長	今の訂正部分について何かある方はいらっしゃいますか。 特にないようであれば引き続き議題（６）の説明をお願いします。
事務局 (鹿島班長)	【議題（６）に関する説明】
小泉会長	事務局の説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。質疑ではなく、ご意見でも結構ですので、何かありましたらお願いいたします。
天野委員	実際に届けをだしても、委託を受けていないところもあるのではないのでしょうか。袖ヶ浦市では、実際に稼働している事業所はいくつあるのでしょうか。
事務局 (鹿島班長)	令和２年度２月末の数字になりますが、総数に対してですが４８ある事業所のうち実績があった事業所は３５事業所となっており、割合にすると７３％となっております。

天野委員	ありがとうございます。 包括支援センターと委託事業者とのケアプランの割合はわかりますか。
事務局 (鹿島班長)	先ほどと同様に２月末時点での集計になります。ケアプランの総数に対してになりますが、２，２２２件の総数に対しして包括部分が１，０７２件、委託部分が９５０件になり、包括部分が５３％、委託部分が４７％になります。
小泉会長	当初の見込みに対しての実績値はどうですか。
事務局 (鹿島班長)	申し訳ありません。今現在は実績数しか資料の持ち合わせがありません。
小泉会長	他に何かありますでしょうか。 無いようであれば本議案については審議案件になりますので、令和３年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について賛成の方の挙手を求めます。 全員賛成です。これにより、令和３年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託については承認されました ここで１０分間ほど休憩を取りたいと思います。 【１０分間休憩】
事務局 (鹿島班長)	議題６について数字を確認してきましたので申し上げます。先ほどケアプランの総数２，２２２件に対して包括が１，０７２件ですと申し上げましたが、包括支援センターとしてケアプランを作っているのが２種類ありまして指定介護予防支援に対するケアプランと総合事業に対するケアプラン２つございます。先ほどの２，２２２件とは指定介護予防支援のケアプランになります。総合事業のケアマネジメントもありまして、こちらが１，４０４件、包括支援センターがうち７０１件、委託にお願いしているのは７０３件になりまして、割合はほぼ５０％となっております。２種類、種類があるということで、追加でご報告させていただきます。そのうち市内の事業所がどの程度の割合かですが、市内市外全て合わせて１，６５６人、市内の事業者が１，０７４人、６４％を委託でお願いしています。 総数でいくと３，４２９人そのうち委託にお願いしているのが、１，６５３人約５０％弱、そのうち市内の事業者がそのうち６４％となっております。

	次に議題 7 の地域包括支援センター事業者選定について説明をさせていただきます。 【議題（7）に関する説明】
小泉会長	事務局の説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。質疑ではなく、ご意見でも結構ですので、何かありましたらお願いいたします。 それでは私から確認ということで伺います。 あくまでも要綱の流れに沿ってということだと思いますが、選定委員会では予定者を決定した中で、当運営協議会で決定するかしないかを決めるということでもいいのでしょうか。
事務局 (鹿島班長)	会長のおっしゃる通りになります。選定委員会では候補者を決定するということになります。介護保険運営協議会では選定委員会が決めた候補者で問題がないかどうか意見をいただき最終的に承認をしてもらうということになります。 その承認を本契約ということで市長決裁してもらうことになります。
宮口委員	項目の中にある介護保険サービスの実績等については、どのように確認するのでしょうか。
事務局 (鹿島班長)	資料を提出してもらい、それに対しまして収入の見込みですとか、その当たりの考えがしっかりしているのか。公平に審査出来るような書類を作成し、その資料を提出してもらい比較検討していきたいと考えております。
小泉会長	他にないようであれば本議案については審議案件になりますので、地域包括支援センター事業者選定について賛成の方の挙手を求めます。 全員賛成です。これにより、地域包括支援センター事業者選定については承認されました それでは、議題（8）、「地域密着型サービス事業者選定について」、事務局の説明を求めます。
事務局 (田代副主査)	【議題（8）に関する説明】
小泉会長	事務局の説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。質疑

	はございませんか。質疑ではなく、ご意見でも結構ですので、何かありましたらお願いいたします。 他にないようであれば、次の議題に移らせていただきます。 次に、議題（９）「令和３年度袖ヶ浦市介護保険運営協議会の開催スケジュールについて」事務局の説明を求めます。
事務局 (須藤班長)	【議題（９）に関する説明】
小泉会長	事務局の説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。質疑ではなく、ご意見でも結構ですので、何かありましたらお願いいたします。 他にないようであれば、次の議題に移らせていただきます。 次に、議題（１０）「その他」ですが、今までの議題の他に委員の皆様から何かありますでしょうか。
山本委員	いきいき百歳体操の件になりますが、緊急事態宣言が出て、実施していない地区もあると思いますが、私が所属している所も、話し合いを行い実施しないことになりました。実施していない間に市から、運動のやり方が書いてあるパンフレットを頂きましたが、それを家で行うことは難しいと思います。やはり皆さんが集まって、みんなで運動をすることが大事だと思うので、なかなか一人でやっていくことは出来ないと思います。私はお稽古事である公民館を使わせてもらっていますが、そこでは今年度百歳体操を行っていないとのことでした。人数が多い地区だと、どのような形で百歳体操を行っているのか。それとも実施していないのか。その当たりがわかりましたら教えて頂きたいと思います。私の所は７、８人でやっていますが、人数が多くなったときに時間差で行うとか、その地区にリーダーの人がいればいろいろ進めていけるとと思いますが、そうでないと百歳体操が実施出来ないということもあると思いますので、その当たりを考えていただければと思います。
事務局 (金子課長)	貴重なご意見ありがとうございます。いきいき百歳体操につきましては、２回目の緊急事態宣言が発令された時点で各団体の代表者の方に対して活動の自粛のお知らせをさせていただき、最終的にはそれぞれの団体さんの判断とことになりますが、やはり高齢者の方が新型コロナウイルスに感染いたしますと重症化するリスクが高いということもありまして、市といたしましては活動を出来るだけ控えてもらいたい旨の文書を出させていただいたところです。運動

	をしないで家でじっとしていいたら運動機能が低下してしまうのでそこについては避けたいということで、自宅で出来る運動の紹介をさせてもらったところです。今般緊急事態宣言が解除されましたので、また本日付けで活動自粛を解いて、再開のお願いを各団体の代表者の方に連絡させていただきました。今後は団体によって、人数の多寡や施設の貸し出し状況によっても、早期での再開が可能であったり、逆に早期の再開が難しいケースなど各団体によってまちまちだと思います。それぞれの団体の状況の中で活動を再開してもらえればと思います。思い文書を発送させて頂きました。 前回1回目の緊急事態宣言の時も同じような文書を発送させて頂きました。再開するに当たって代表者の方に限らず団体の方から、自分達だけで再開するのに不安があるということであれば、包括支援センターの保健師等職員が会場にお邪魔して一緒にお手伝いをするとか、事前に相談を受けるなどの対応をさせていただきますので、活用していただければと思います。出来るだけ皆様の百歳体操をスムーズに進められるよう対応して参りますので、よろしくお願いいたします。
小泉会長	他に何かありますか。無いようであれば事務局から何かありますか。
事務局 (須藤班長)	次回の開催日についてですが、先ほどお話しさせていただきましたが5月19日を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。
小泉会長	それでは本日予定しておりました議案の審議は全て終了いたしました。以上で議長の任を解かせていただきます。議事進行にご協力をいただき、まことにありがとうございました。
事務局 (野呂参事)	小泉会長、ありがとうございました。以上をもちまして、令和2年度第5回袖ヶ浦市介護保険運営協議会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

令和２年度 第５回 袖ヶ浦市介護保険運営協議会

日 時 令和３年３月２２日（月）
午後２時～

場 所 市役所旧館３階大会議室

次 第

１ 開 会

２ 会長あいさつ

３ 議題

- (1) 令和２年度指定地域密着型サービス事業所の指定更新について
- (2) 看護小規模多機能型居宅介護事業者の指定について
- (3) 介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について
- (4) 令和２年度認定者数、受給者数、サービスの種類別の給付実績等について
- (5) 令和３年度袖ヶ浦市地域包括支援センター運営方針について
- (6) 令和３年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について
- (7) 地域包括支援センター事業者選定について
- (8) 地域密着型サービス事業者選定について
- (9) 令和３年度袖ヶ浦市介護保険運営協議会の開催スケジュールについて
- (10) その他

５ 閉 会

議題(1) 令和2年度指定地域密着型サービス事業所の指定更新について

指定地域密着型（介護予防）サービスにおけるサービス事業所の指定更新について、指定期間満了に伴う指定更新が令和2年度中に3事業所5件あったことから報告するものです。

【補足】
指定地域密着型（介護予防）サービスについては、介護保険法第78条の2及び第115条の12の規定に基づき、所在地の市町村長が指定を行います。なお、介護保険法第78条の2及び第115条の21により準用する第70条の2の規定により、指定期間の効力は6年間となっています。

事業所名	住所	サービス種別	運営主体			更新前		更新後	
			法人名	代表者役職	代表者	指定(更新)日	指定終了日	指定更新日	指定終了日
通所介護のんき	袖ヶ浦市 代宿303	地域密着型通所介護	特定非営利活動法人 障害児教育・福祉資料 センター	代表理事	大井 ギン子	(新規) 平成26年10月1日	令和2年9月30日	令和2年10月1日	令和8年9月30日
グループホーム ならわの家	袖ヶ浦市 奈良輪718-1	認知症対応型 共同生活介護	医療法人社団恒久会	理事長	山口 重貴	(更新) 平成27年1月1日	令和2年12月31日	令和3年1月1日	令和8年12月31日
		介護予防認知症対応型 共同生活介護							
グループホーム 憩	袖ヶ浦市 横田1708-1	認知症対応型 共同生活介護	有限会社憩	代表取締役	若林 和秀	(更新) 平成27年4月1日	令和3年3月31日	令和3年4月1日	令和9年3月31日
		介護予防認知症対応型 共同生活介護							

地域密着型サービス事業所一覧

(令和3年3月1日現在)

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

要介護者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護を受けられるサービスです。

No.	事業所名	所在地
1	社会福祉法人永和会 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	袖ケ浦市蔵波3037-1
2	24時間対応型ベストケア訪問介護	袖ケ浦市神納1-19-3 グローバル・ヴィレッジ10号
3	24時間訪問介護ロフ	木更津市大和2-12-10

(2) 夜間対応型訪問介護・・・袖ケ浦市では実施していません

夜間に定期的な巡回で介護を受けられる訪問介護、緊急時など、利用者の求めに応じて介護を受けられる随時対応の訪問介護があります。

(3) 地域密着型通所介護（デイサービス）

デイサービスセンター（日帰り介護施設）などに通い、食事、入浴の提供や、日常動作訓練、レクリエーションなどが受けられ、定員が18人以下の小規模な施設になります。

No.	事業所名	所在地	定員
1	ADLサポートひだまり	袖ケ浦市奈良輪265-1	10名
2	縁側よいしょ	袖ケ浦市大鳥居562	10名
3	ケアエナジー通所介護センター	袖ケ浦市久保田2379-3	10名
4	ちいたの平川	袖ケ浦市百目木157-1	14名
5	ちいたの福王台	袖ケ浦市坂戸市場66-1	15名
6	通所介護のんき	袖ケ浦市代宿303	10名
7	通所介護ベストケア	袖ケ浦市大曾根1183-1	18名
8	デイサービスセンターすずらん	袖ケ浦市蔵波2589	10名
9	デイサービスホームルーム	袖ケ浦市代宿88-5	18名
10	デイサービスみどりの丘	袖ケ浦市下泉1424-3	15名
11	デイサービスみどりの風そでがうら	袖ケ浦市下泉1425	15名
12	デイサービス陽気ぐらし	袖ケ浦市久保田1872-5	10名
13	百笑	袖ケ浦市高谷1365	14名

(4) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護（デイサービス）

認知症高齢者を対象に、食事や入浴、専門的なケアが日帰りで受けられます。

No.	事業所名	所在地	定員
1	グループホーム憩新棟	袖ケ浦市横田1709-3	3名

(5) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を組み合わせ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で日常生活の支援や機能訓練を受けられます。

No.	事業所名	所在地	定員
1	縁側よいしょ	袖ケ浦市大鳥居562	18名

(6) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の高齢者が少人数で共同生活をし、家庭的な雰囲気の中で、介護スタッフによる食事、排泄など、日常生活の支援や機能訓練などを受けられます。

No.	事業所名	所在地	定員
1	ならわの家	袖ケ浦市奈良輪718-1	18名
2	グループホーム憩	袖ケ浦市横田1708-1	9名
3	グループホーム憩新棟	袖ケ浦市横田1709-3	9名

(7) 地域密着型特定施設入居者生活介護・・・袖ケ浦市では実施していません

定員29人以下の小規模な介護専用の有料老人ホームなどで、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

(8) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する人が、食事・入浴、機能訓練などのサービスを受けられます。

No.	事業所名	所在地	定員
1	みどりの丘	袖ケ浦市下泉1424-3	29名
2	みどりの樹	袖ケ浦市下泉1426	29名
3	和心苑	袖ケ浦市神納2840-1	29名

(9) 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）・・・袖ケ浦市では実施していません

施設への「通い」、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」（介護と看護）を組み合わせ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で日常生活の支援や機能訓練を受けられます。

議題（２）資料

議題（２）看護小規模多機能型居宅介護事業所の指定について

項 目	内 容
申請者名	セントケア千葉株式会社
申請者所在地	千葉市中央区新町１－１７ＪＰＲ千葉ビル１２階
代表者氏名	遠藤 久
事業所名	セントケア看護小規模袖ヶ浦
事業所所在地	袖ヶ浦市蔵波台３丁目１０番地２
サービス種別	看護小規模多機能型居宅介護
利用定員	２９名（通い：１８名／日 宿泊：７名／日）
指定年月日	令和３年４月１日

令和元年度に、看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備・運営を行う法人の公募を実施しました。令和２年１月２３日開催の介護保険運営協議会において選定された当該法人より指定申請があったため、新規指定を行うものです。

受付番号

指定地域密着型サービス事業者・指定地域密着型介護予防サービス事業者指定(更新)申請書

令和 3年 2月 12日

袖ヶ浦市長

所在地 千葉県千葉市中央区新町1-1

申請者 名称 セントケア千葉株式会社
代表取締役 遠藤 久

介護保険法に規定する事業者に係る指定(更新)を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

事業所所在市町村番号

申請者	フリガナ 名称	セントケアチバカウシキガイシャ				
		セントケア千葉株式会社				
	主たる事務所の 所在地	(郵便番号 260-0028) 千葉県千葉市中央区新町1-17 (ビルの名称等)				
	連絡先	電話番号	043-203-0720		FAX番号	043-203-0721
	法人の種類別	株式会社	法人所轄庁			
代表者の職名・氏 名・生年月日	職名	代表取締役 社長	フリガナ 氏名	生年月日 年 月 日		
	(郵便番号)					
代表者の住所						
指定(更新)を受けようとする事業所の種類	事業所等の所在地	(郵便番号 299-0245) 千葉県袖ヶ浦市蔵波台3-10-2				
	同一所在地において行う事業の種類	実施 事業	指定(更新)申請を する事業の事業開 始予定年月日	既に指定を受け ている事業の 指定年月日	様式	
	地域密着型サ ービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護				
		夜間対応型訪問介護				
		地域密着型通所介護				
		認知症対応型通所介護				
		小規模多機能型居宅介護				
		認知症対応型共同生活介護				
		地域密着型特定施設入居者生活介護				
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護				
複合型サービス	○	令和 3年 4月 1日				
介護予 防サ ービス	介護予防認知症対応型通所介護					
	介護予防小規模多機能型居宅介護					
	介護予防認知症対応型共同生活介護					
介護保険事業所番号	(既に指定を受けている場合)					
指定を受けている他市町村名						
医療機関コード等						

備考1 「受付番号」「事業所所在市町村番号」欄には記載しないでください。

2 「法人の種類別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。

3 「法人所轄庁」欄、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。

4 「実施事業」欄は、今回申請するもの及び既に指定を受けているものについて、該当する欄に「○」を記入してください。

5 「指定(更新)申請をする事業の事業開始予定年月日」欄は、該当する欄に事業の開始予定年月日を記載してください。

6 「既に指定を受けている事業の指定年月日」欄は、介護保険法による指定事業者として指定された年月日を記載してください。

7 保険医療機関、保健薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記載してください。

8 既に地域密着型サービス事業所の指定を受けている事業者が、地域密着型介護予防サービス事業所の指定を受ける場合において、届出事項に変更がないときには、「事業所の名称及び所在地」「申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名」「当該申請に係る事業の開始の予定年月日」「欠格事由に該当しないことを誓約する書面」「介護支援専門員の氏名及び登録番号」「その他指定に関し必要と認める事項」を除いて、申請書への記載又は書類の提出を省略できます。また、既に地域密着型介護予防サービス事業所の指定を受けている事業者が、地域密着型サービス事業所の指定を受ける場合においても同様です。

付表 8 看護小規模多機能型居宅介護事業所の指定に係る記載事項

事業所	フリガナ	セントケアカンゴショウキボソデガウラ					
	名称	セントケア看護小規模袖ヶ浦					
	所在地	(郵便番号 299-0245) 千葉県袖ヶ浦市蔵波台3-10-2					
	連絡先	電話番号	0438-62-1020		FAX番号	0438-60-8010	
		Email	cosodegaura_sc12@saint-care.com				
併設施設等	☐ 認知症対応型共同生活介護事業所 ☐ 地域密着型特定施設 ☐ 地域密着型介護老人福祉施設 ☐ 介護療養型医療施設						
訪問看護事業所の指定の有無	☐ 有 ☒ 無	種別	☒ 病院 ☐ 診療所 ☐ 訪問看護ステーション				
	名称	—			事業所番号	—	
管理者	フリガナ				(郵便番号)		
	氏名				住所		
	生年月日						
	事業所内の従業者との兼務の有無	☒ 有 ☐ 無		(職種：看護職員)			
	他事業所の従業者との兼務の有無	☐ 有 ☒ 無		事業所の名称 事業所番号 兼務する職種及び勤務時間等			
療協機力関医	名称	犬丸内科皮膚科クリニック			主な診療科名	内科・皮膚科	
	名称	医療法人社団 夢仁会 中村歯科医院			主な診療科名	歯科・口腔外科・矯正歯科	
○人員に関する基準の確認に必要な事項							
従業者の職種・員数							
		介護従事者		うち看護職員		介護支援専門員	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤(人)		8	1	1	1	1	0
非常勤(人)		6	0	2	0	0	0
常勤換算後の人数(人)		8.1		2.7			
通いサービスの利用者数(推定数を記入)				9人			
○設備に関する基準の確認に必要な事項							
居間及び食堂の合計面積		59.7㎡					
個室の宿泊室		7室				うち床面積6.4㎡以上7.43㎡未満の宿泊室(病院又は診療所である場合) — 室	
個室以外の宿泊室の合計面積		— ㎡				宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数 — 人	
登録定員		29人					
通いサービスの利用定員		18人				宿泊サービスの利用定員 7人	
建物の構造		☐ 耐火建築物 ☐ 準耐火建築物 ☒ その他					
添付書類		別添のとおり					

(看護小規模多機能型居宅介護事業所を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合の記載事項)

事業所	フリガナ						
	名称						
	所在地	(郵便番号 —) 県 郡市					
	連絡先	電話番号			FAX番号		
		Email					
○設備に関する基準の確認に必要な事項							
居間及び食堂の合計面積		㎡					
個室の宿泊室		室				うち床面積6.4㎡以上7.43㎡未満の宿泊室(病院又は診療所である場合) 室	
個室以外の宿泊室の合計面積		㎡				宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数 人	
登録定員		人					
通いサービスの利用定員		人				宿泊サービスの利用定員 人	
建物の構造		☐ 耐火建築物 ☐ 準耐火建築物 ☐ その他					

備考

- 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。
- 管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。
- 「協力歯科医療機関」がある場合は、「協力医療機関」欄に併せて記載してください。
- 当該事業を事業所所在地以外の場所(いわゆる出張所)で一部実施する場合、下段の表に所在地等を記載してください。また、従業者については、上段の表に出張所に勤務する職員も含めて記載してください。

事業所位置図



基準要件確認表【看護小規模多機能型居宅介護】

根拠条文…袖ヶ浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

I 人員に関する基準					
確認項目		基準	根拠条文	確認書類	審査結果
1	従業者の員数	①介護職員 通いサービスの提供に当たる職員。（利用者数が3またはその端数を増すごとに1人以上） 訪問サービスの提供に当たる職員2以上。 夜間・深夜の時間帯にサービスの提供を行う職員1以上、宿直勤務を行う職員を必要な数以上。	第179条1	・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ・資格証等の写し	○
		②看護職員 ①の看護小規模多機能型居宅介護従業者のうち、1以上。	第179条3		○
		③介護支援専門員 居宅サービス計画・看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専従する介護支援専門員を配置すること。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、事業所の他の職務、又は併設施設の職務に従事することができる。	第179条11		○
2	管理者	管理者は、介護施設・事業所等の従業者が訪問介護員等として3年以上認知症利用者の介護に従事した経験を有する者であって、厚生労働省が定める研修の修了者または保健師か看護師とする。	第180条	・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ・資格証等の写し	○
3	代表者	代表者は、介護施設・事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症利用者の介護に従事した経験者か、保健医療・福祉サービスの経営に携わった経験者で別に厚生労働大臣が定める研修の修了者または保健師か看護師とする。	第181条	・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ・資格証等の写し	○
II 設備に関する基準					
確認項目		基準	根拠条文	確認書類	審査結果
3	設備に関する基準	居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を備えていること。	第183条	・平面図 ・写真	○
		①居間・食堂 機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。 ②宿泊室 定員は1人。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は2人とすることができる。 床面積は7.43㎡以上あること。			○
III 運営に関する基準					
確認項目		基準	根拠条文	確認書類	審査結果
4	運営規程	次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めること。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 指定看護小規模多機能型居宅介護の登録定員、通いサービス・宿泊サービスの利用定員 (5) 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 (6) 通常の事業の実施地域 (7) サービス利用にあたっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) その他運営に関する重要事項	第190条	・運営規程	○
	勤務体制の確保等	指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めること。 従業者の資質向上のために、研修の機会を確保すること。		・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	
	地域との連携等	利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村職員又は地域包括支援センターの職員、当該サービスについて知見を有する者等により構成される協議会（運営推進会議）を設置すること。		・運営推進会議の構成員	
	事故発生時の対応	利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。（損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。）		・損害賠償保険証書の写し	
8	苦情処理	苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じること。		・利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	○

議題(3) 介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について

●介護予防・日常生活支援総合事業：高齢者が要介護状態等となることを予防したり、要介護状態等の軽減や悪化の防止、要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域において自立した生活を営むことができるよう支援する事業。

●介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について、更新が1件あったことから報告するものです。なお令和3年1月1日現在、第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）については39事業所、第1号通所事業（通所介護相当サービス）については47事業所を指定。

【更新】

事業所名	住所	サービス種別	運営主体			指定日	
			法人名	代表者役職	代表者	指定日	指定終了日
デイサービス ホーム ルーム	袖ヶ浦市代宿88-5	第1号通所事業 (介護予防通所介護相当 サービス)	株式会社 ケアホームイトー	代表取締役	伊藤 匠	令和3年2月1日	令和9年1月31日

議題（４） 令和２年度認定者数、受給者数、サービスの種類別の給付実績等について

１ 報告の趣旨

介護給付に係る各種実績により、地域の動向を定期的に把握し、地域の課題に対応するため、本市の認定者数、受給者数、サービスの種類別の給付実績等についてモニタリング（点検）を実施しましたので、その結果をご報告します。

２ 報告の概要

令和２年度のモニタリング（点検）結果の概要は、下記のとおりです。

要介護度別の認定者数や各サービス別の給付実績などの詳細な内容につきましては、別紙（Ａ３版）資料の表１～表６のとおりとなります。

（１）第１号被保険者数

令和２年１０月１日現在

		第6期計画			第7期計画		
		H27	H28	H29	H30	H31 (R1)	R2
計画値	合計（人）	14,981	15,527	16,315	16,710	17,121	17,532
実績値	合計（人）	15,036	15,601	16,205	16,628	16,967	17,263

（２）要介護・要支援認定者数（第１号被保険者）

令和２年１０月１日現在

		第6期計画			第7期計画		
		H27	H28	H29	H30	H31 (R1)	R2
計画値	合計（人）	1,961	2,075	2,216	2,260	2,388	2,514
実績値	合計（人）	1,917	2,046	2,154	2,262	2,385	2,439

（３）サービス受給者数

※この項目に計画値はありません。

令和２年１０月１日現在

		第6期計画			第7期計画		
		H27	H28	H29	H30	H31 (R1)	R2
実績値	合計受給者数（人）	1,574	1,611	1,580	1,615	1,708	1,744

(4) 介護サービス

単位：千円

区分		第7期計画（推計）			第7期計画（実績）					
		H30	H31 (R1)	R2	H30	執行率	H31 (R1)	執行率	R2	執行率
合計	給付額	3,342,170	3,522,232	3,799,060	3,092,252	92.5%	3,210,751	91.2%	2,765,445	72.8%

令和2年度実績は、4月から1月までの10ヶ月分です。現時点での執行率については「83.3%（10ヶ月／12ヶ月）」を基準として捉えています。（以下同じ。）

1月分までの執行率は72.8%で、計画額に対してマイナス10.5%で推移しています。計画額を下回っている主な要因としては、給付額の大きい「短期入所生活介護」や「介護老人福祉施設」が計画額を大きく下回っていることなどが挙げられます。

また、公募による整備に遅れが生じている「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」や「小規模多機能型居宅介護」について、計画額との差が大きくなっております。

なお、令和2年度中に「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」事業所の指定を2件行い、令和3年度4月からは「看護小規模多機能型居宅介護」が新たに開設されることから、令和3年度は給付額の内訳に変動が見込まれます。

(5) 介護予防サービス

単位：千円

区分		第7期計画（推計）			第7期計画（実績）					
		H30	H31 (R1)	R2	H30	執行率	H31 (R1)	執行率	R2	執行率
合計	給付額	73,529	85,269	94,737	56,610	77.0%	63,581	74.6%	55,888	59.0%

1月分までの執行率は59.0%で、計画額に対してマイナス24.3%で推移しており、給付額が計画額を大きく下回る見込みです。

主な要因としては、「介護予防特定施設入所者生活介護」（いわゆる介護付き有料老人ホーム）が見込みよりも大幅に下回っていることや、介護サービスと同様に「介護予防小規模多機能型居宅介護」の利用が伸びていないことなどが挙げられます。

(6) その他の給付等

単位：千円

区分		第7期計画（推計）			第7期計画（実績）					
		H30	H31 (R1)	R2	H30	執行率	H31 (R1)	執行率	R2	執行率
特定入所者介護サービス費等		180,000	194,000	210,000	151,573	84.2%	154,189	79.5%	130,366	62.1%
高額介護サービス費等		77,000	80,000	83,000	78,376	101.8%	84,466	105.6%	76,635	92.3%
高額医療合算介護サービス費等		12,000	13,000	14,000	3,044	25.4%	10,829	83.3%	11,067	79.1%
審査支払手数料		2,400	2,450	2,500	2,368	98.7%	2,555	104.3%	2,171	86.8%

特定入所者介護サービス費等は所得が低い世帯の方に対して施設入所等に係る食費・居住費を補足給付するものですが、執行率が計画を下回る形で推移しています。

介護保険被保険者数、要介護・要支援認定者数、サービス受給者数の推移

○表 1 第1号被保険者数（前期・後期高齢者別）10月1日現在

		第6期計画			第7期計画			2025年
		H27	H28	H29	H30	H31（R1）	R2	R7
計画値	合計（人）	14,981	15,527	16,315	16,710	17,121	17,532	18,109
	前期高齢者（人）	8,884	9,083	9,397	9,415	9,470	9,526	7,891
	後期高齢者（人）	6,097	6,444	6,918	7,295	7,651	8,006	10,218
実績値	合計（人）	15,036	15,601	16,205	16,628	16,967	17,263	-
	前期高齢者（人）	8,905	9,123	9,291	9,344	9,321	9,394	-
	後期高齢者（人）	6,131	6,478	6,914	7,284	7,646	7,869	-

（出典）（実績値）厚生労働省「介護保険事業状況報告」9月月報（計画値）介護保険事業計画にかかる保険者からの報告値

○表 2 要介護・要支援認定者数（第1号被保険者）10月1日現在

		第6期計画			第7期計画			2025年
		H27	H28	H29	H30	H31（R1）	R2	R7
計画値	合計（人）	1,961	2,075	2,216	2,260	2,388	2,514	3,178
	要支援 1（人）	191	200	214	281	298	314	393
	要支援 2（人）	236	248	267	297	312	328	412
	要介護 1（人）	380	409	458	444	469	492	626
	要介護 2（人）	316	325	345	348	368	388	501
	要介護 3（人）	310	342	369	329	348	367	473
	要介護 4（人）	278	288	290	346	365	387	478
	要介護 5（人）	250	263	273	215	228	238	295
実績値	合計（人）	1,917	2,046	2,154	2,262	2,385	2,439	-
	要支援 1（人）	215	256	282	277	305	294	-
	要支援 2（人）	241	257	277	277	298	288	-
	要介護 1（人）	393	392	455	482	546	536	-
	要介護 2（人）	290	315	327	360	363	410	-
	要介護 3（人）	280	296	302	293	331	338	-
	要介護 4（人）	282	313	315	342	324	343	-
	要介護 5（人）	216	217	196	231	218	230	-

（出典）（実績値）厚生労働省「介護保険事業状況報告」9月月報（計画値）介護保険事業計画にかかる保険者からの報告値

○表 3 サービス受給者数10月1日現在

		第6期計画			第7期計画		
		H27	H28	H29	H30	H31（R1）	R2
実績値	施設受給者数（人）	412	438	436	436	421	415
	居住系受給者数（人）	52	59	65	68	69	81
	在宅受給者数（人）	1,110	1,114	1,079	1,111	1,218	1,248
	合計受給者数（人）	1,574	1,611	1,580	1,615	1,708	1,744

（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」9月月報

介護保険サービス量の見込と実績

○表4 介護サービス

単位：人、千円

区分		第6期計画(実績)		
		H27	H28	H29
訪問介護	1月当たり利用人数	230.7	243.3	247.8
	1人1月当たり受給額	62.0	63.7	60.2
	給付額	171,634	185,874	178,966
訪問入浴介護	1月当たり利用人数	39.5	42.5	41.6
	1人1月当たり受給額	54.9	52.5	55.6
	給付額	26,034	26,800	27,768
訪問看護	1月当たり利用人数	62.8	72.7	81.1
	1人1月当たり受給額	39.9	38.0	39.5
	給付額	30,117	33,141	38,424
訪問リハビリテーション	1月当たり利用人数	8.7	10.5	11.1
	1人1月当たり受給額	28.9	35.9	34.1
	給付額	3,006	4,528	4,539
居宅療養管理指導	1月当たり利用人数	82.0	106.4	116.8
	1人1月当たり受給額	12.9	12.0	11.2
	給付額	12,672	15,265	15,710
通所介護	1月当たり利用人数	413.7	251.8	261.9
	1人1月当たり受給額	76.1	70.8	73.0
	給付額	377,868	213,943	229,342
通所リハビリテーション	1月当たり利用人数	164.8	154.9	166.4
	1人1月当たり受給額	72.1	74.5	73.2
	給付額	142,614	138,494	146,162
短期入所生活介護	1月当たり利用人数	203.0	217.6	217.8
	1人1月当たり受給額	140.9	140.0	147.1
	給付額	343,285	365,554	384,473
短期入所療養介護	1月当たり利用人数	13.5	11.2	9.7
	1人1月当たり受給額	78.0	67.5	67.7
	給付額	12,629	9,047	7,853
特定施設入所者生活介護	1月当たり利用人数	18.6	23.1	27.3
	1人1月当たり受給額	182.7	176.2	183.6
	給付額	40,739	48,818	60,034
福祉用具貸与	1月当たり利用人数	431.3	456.6	475.8
	1人1月当たり受給額	14.6	14.9	14.8
	給付額	75,331	81,404	84,691
特定福祉用具購入	1月当たり利用人数	10.8	11.8	11.8
	1人1月当たり受給額	25.7	26.4	27.2
	給付額	3,310	3,726	3,833
住宅改修	1月当たり利用人数	7.4	8.3	7.8
	1人1月当たり受給額	108.1	109.8	99.5
	給付額	9,620	10,981	9,251
居宅介護支援	1月当たり利用人数	831.3	880.0	910.0
	1人1月当たり受給額	14.3	14.2	14.5
	給付額	143,078	149,623	158,127
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1月当たり利用人数	0.0	0.2	1.0
	1人1月当たり受給額	－	120.0	155.2
	給付額	0	240	1,862
認知症対応型通所介護	1月当たり利用人数	5.1	4.1	3.9
	1人1月当たり受給額	41.5	46.9	45.8
	給付額	2,533	2,297	2,152
小規模多機能型居宅介護	1月当たり利用人数	1.5	6.0	8.6
	1人1月当たり受給額	296.5	216.8	217.0
	給付額	5,337	15,611	22,353
認知症対応型共同生活介護	1月当たり利用人数	34.7	34.8	34.1
	1人1月当たり受給額	247.6	249.4	255.2
	給付額	103,009	104,018	104,369
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1月当たり利用人数	57.5	76.5	81.1
	1人1月当たり受給額	255.4	245.2	259.6
	給付額	176,192	225,105	252,621
看護小規模多機能型居宅介護	1月当たり利用人数	0	0	0
	1人1月当たり受給額	－	－	－
	給付額	0	0	0
地域密着型通所介護	1月当たり利用人数	－	217.7	209.2
	1人1月当たり受給額	－	72.1	83.3
	給付額	0	188,316	209,059
介護老人福祉施設	1月当たり利用人数	201.5	190.1	184.6
	1人1月当たり受給額	242.1	236.8	239.4
	給付額	585,415	540,194	530,217
介護老人保健施設	1月当たり利用人数	147.0	160.6	163.0
	1人1月当たり受給額	280.3	272.8	273.5
	給付額	494,494	525,607	535,048
介護療養型医療施設	1月当たり利用人数	7.8	7.3	6.4
	1人1月当たり受給額	314.0	328.6	329.7
	給付額	29,517	28,914	25,386
介護医療院	1月当たり利用人数	－	－	－
	1人1月当たり受給額	－	－	－
	給付額	0	0	0
合計	給付額	2,788,434	2,917,500	3,032,240

第7期計画(推計)		
H30	H31(R1)	R2
273.0	284.0	280.0
65.4	65.5	64.9
214,257	223,333	218,078
49.0	51.0	48.0
54.3	54.8	54.4
31,951	33,530	31,348
80.0	82.0	76.0
43.0	43.1	43.1
41,252	42,414	39,273
13.0	14.0	14.0
34.8	36.8	36.8
5,427	6,187	6,187
125.0	134.0	135.0
11.9	11.9	11.9
17,846	19,127	19,271
284.0	292.0	282.0
74.7	74.8	73.9
254,494	262,001	250,182
190.0	203.0	206.0
74.9	75.2	74.6
170,863	183,155	184,355
247.0	259.0	243.0
146.0	146.7	147.2
432,602	455,921	429,151
16.0	17.0	17.0
89.9	91.4	91.4
17,252	18,647	18,647
32.0	39.0	48.0
190.1	192.4	194.1
73,004	90,045	111,823
540.0	575.0	578.0
15.0	15.1	15.0
97,459	104,379	103,788
13.0	14.0	15.0
27.8	28.0	28.3
4,338	4,704	5,089
9.0	10.0	10.0
111.5	112.0	112.0
12,042	13,443	13,443
993.0	1,061.0	1,088.0
14.7	14.7	14.7
175,066	187,424	191,816
15.0	21.0	50.0
173.0	168.2	159.1
31,140	42,378	95,460
6.0	6.0	6.0
87.4	87.5	87.5
6,296	6,298	6,298
12.0	19.0	26.0
186.5	204.9	195.3
26,863	46,706	60,924
38.0	38.0	38.0
255.2	255.3	255.3
116,374	116,426	116,426
87.0	87.0	87.0
260.1	260.2	260.2
271,546	271,668	271,668
0	0	11
－	－	236
0	0	31,086
228.0	234.0	224.0
83.1	83.2	82.4
227,310	233,676	221,455
188.0	197.0	262.0
242.2	242.4	242.5
546,339	573,104	762,531
162.0	165.0	168.0
274.8	275.1	275.2
534,266	544,631	554,758
8.0	10.0	13.0
356.1	358.6	359.0
34,183	43,035	56,003
0	0	0
－	－	－
0	0	0
3,342,170	3,522,232	3,799,060

※R2実績は4月から1月までの10ヶ月分

第7期計画(実績)					
H30	執行率	H31(R1)	執行率	R2	執行率
253.8		281.8		296.2	
60.4		57.3		61.1	
183,964	85.9%	193,775	86.8%	180,961	83.0%
37.1		37.1		38.2	
53.6		53.4		64.4	
23,862	74.7%	23,763	70.9%	24,604	78.5%
80.6		79.7		80.0	
42.6		40.5		39.5	
41,220	99.9%	38,678	91.2%	31,600	80.5%
14.8		16.2		22.7	
30.0		31.9		40.4	
5,303	97.7%	6,190	100.0%	9,168	148.2%
132.5		152.6		170.7	
11.6		11.0		11.0	
18,462	103.5%	20,186	105.5%	18,795	97.5%
279.1		314.3		295.7	
73.1		71.9		76.8	
244,738	96.2%	271,123	103.5%	227,233	90.8%
180.1		198.3		185.6	
70.1		68.7		68.6	
151,492	88.7%	163,484	89.3%	127,305	69.1%
207.0		211.0		201.5	
150.5		157.3		158.6	
373,749	86.4%	398,339	87.4%	319,656	74.5%
14.2		19.4		12.4	
80.0		72.0		86.7	
13,598	78.8%	16,786	90.0%	10,753	57.7%
33.0		32.4		36.9	
185.5		191.4		200.2	
73,464	100.6%	74,464	82.7%	73,877	66.1%
505.6		578.5		627.8	
14.3		14.2		14.1	
86,624	88.9%	98,696	94.6%	88,655	85.4%
12.3		11.7		14.2	
25.5		28.3		27.5	
3,747	86.4%	3,967	84.3%	3,910	76.8%
10.5		8.8		11.4	
101.9		92.3		86.6	
12,842	106.6%	9,782	72.8%	9,877	73.5%
941.8		1,028.3		1,066.0	
14.7		14.9		15.3	
165,938	94.8%	183,988	98.2%	163,620	85.3%
0.9		0.9		2.0	
124.2		188.2		193.8	
1,366	4.4%	2,070	4.9%	3,875	4.1%
4.2		5.8		4.9	
62.7		76.3		80.1	
3,134	49.8%	5,265	83.6%	3,923	62.3%
7.2		7.9		9.0	
234.6		229.3		230.8	
20,177	75.1%	21,786	46.6%	20,770	34.1%
34.3		34.2		34.1	
251.8		251.2		262.5	
103,471	88.9%	103,006	88.5%	89,528	76.9%
80.6		84.8		83.2	
265.5		273.9		283.0	
256,759	94.6%	278,535	102.5%	235,460	86.7%
0		0		0	
－		－		－	
0	－	0	－	0	0.0%
214.1		239.8		230.3	
82.3		80.5		84.2	
211,345	93.0%	231,527	99.1%	193,844	87.5%
186.3		176.0		188.2	
250.4		256.5		254.4	
559,572	102.4%	541,716	94.5%	478,715	62.8%
157.7		151.0		154.5	
274.7		278.2		285.7	
519,816	97.3%	504,089	92.6%	441,421	79.6%
4.6		5.3		2.4	
320.2		310.1		282.1	
17,609	51.5%	19,536	45.4%	6,771	12.1%
0		0		0.4	
－		－		281.0	
0	－	0	－	1,124	皆増
3,092,252	92.5%	3,210,751	91.2%	2,765,445	72.8%

介護保険サービス量の見込と実績

○表5 介護予防サービス

単位：人、千円

区分		第6期計画(実績)		
		H27	H28	H29
介護予防訪問入浴	1月当たり利用人数	0.4	0.1	1.0
	1人1月当たり受給額	30.2	16.0	29.9
	給付額	151	16	359
介護予防訪問看護	1月当たり利用人数	11.3	13.1	15.0
	1人1月当たり受給額	27.1	31.1	35.6
	給付額	3,686	4,888	6,413
介護予防訪問リハビリテーション	1月当たり利用人数	0.6	1.0	1.0
	1人1月当たり受給額	24.9	19.0	17.2
	給付額	174	228	206
介護予防居宅療養管理指導	1月当たり利用人数	7.0	10.3	10.3
	1人1月当たり受給額	12.5	11.6	9.3
	給付額	1,050	1,423	1,150
介護予防通所リハビリテーション	1月当たり利用人数	62.6	53.8	48.3
	1人1月当たり受給額	32.5	31.6	32.5
	給付額	24,378	20,442	18,837
介護予防短期入所生活介護	1月当たり利用人数	2.4	4.8	3.2
	1人1月当たり受給額	27.3	43.8	28.0
	給付額	791	2,497	1,065
介護予防短期入所療養介護	1月当たり利用人数	0.1	0.2	0.1
	1人1月当たり受給額	21.0	50.0	11.0
	給付額	21	100	11
介護予防特定施設入所者生活介護	1月当たり利用人数	1.3	3.8	3.9
	1人1月当たり受給額	80.4	67.1	66.4
	給付額	1,286	3,021	3,122
介護予防福祉用具貸与	1月当たり利用人数	88.0	104.4	113.8
	1人1月当たり受給額	5.9	6.0	5.0
	給付額	6,259	7,479	6,870
特定介護予防福祉用具購入	1月当たり利用人数	3.6	2.8	2.5
	1人1月当たり受給額	20.4	19.6	21.0
	給付額	876	665	631
介護予防住宅改修	1月当たり利用人数	3.8	3.8	4.2
	1人1月当たり受給額	119.3	123.4	115.7
	給付額	5,370	5,553	5,785
介護予防支援	1月当たり利用人数	276.3	204.8	156.3
	1人1月当たり受給額	4.7	4.6	4.6
	給付額	15,461	11,425	8,683
介護予防認知症対応型通所介護	1月当たり利用人数	1.8	2.4	3.0
	1人1月当たり利用回数	10.0	7.4	7.4
	1人1月当たり受給額	50.4	36.2	38.8
	給付額	1,108	1,051	1,398
介護予防小規模多機能型居宅介護	1月当たり利用人数	0.0	0.0	0.3
	1人1月当たり受給額	－	－	146.3
	給付額	0	0	439
介護予防認知症対応型共同生活介護	1月当たり利用人数	0.0	0.0	0.4
	1人1月当たり受給額	－	－	237.8
	給付額	0	0	1,189
合計	給付額	60,611	58,788	56,158

○表6 その他の給付等

区分		第6期計画(実績)		
		H27	H28	H29
特定入所者介護サービス費等(千円)		176,081	169,657	158,130
高額介護サービス費等(千円)		65,747	70,273	74,762
高額医療合算介護サービス費等(千円)		8,339	2,367	17,724
審査支払手数料(千円)		2,358	2,388	2,262

第7期計画(推計)		
H30	H31(R1)	R2
0.0	0.0	0.0
－	－	－
0	0	0
15.0	15.0	16.0
32.9	32.9	33.2
5,916	5,919	6,378
1.0	1.0	2.0
17.3	17.3	20.9
207	207	501
15.0	15.0	15.0
10.5	10.5	11.2
1,882	1,883	2,011
70.0	73.0	77.0
32.1	32.1	32.3
26,968	28,162	29,811
5.0	5.0	6.0
51.4	51.4	46.3
3,083	3,084	3,331
0.0	0.0	0.0
－	－	－
0	0	0
7.0	10.0	13.0
84.8	86.3	83.2
7,126	10,354	12,986
125.0	131.0	137.0
5.6	5.6	5.6
8,397	8,800	9,203
3.0	3.0	3.0
24.8	24.8	24.8
894	894	894
4.0	4.0	4.0
126.5	126.5	126.5
6,073	6,073	6,073
173.0	182.0	195.0
4.6	4.6	4.6
9,546	10,047	10,765
3.0	3.0	3.0
7.4	7.4	7.4
54.7	54.7	54.7
1,969	1,970	1,970
2.0	11.0	15.0
61.2	59.7	60.1
1,468	7,876	10,814
0.0	0.0	0.0
－	－	－
0	0	0
73,529	85,269	94,737

第7期計画(推計)		
H30	H31	H32
180,000	194,000	210,000
77,000	80,000	83,000
12,000	13,000	14,000
2,400	2,450	2,500

※R2実績は4月から1月までの10ヶ月分

第7期計画(実績)					
H30	執行率	H31(R1)	執行率	R2	執行率
1.4		2.5		1.9	
35.4		32.9		36.1	
602	皆増	986	皆増	686	皆増
17.2		15.3		13.0	
34.8		29.7		29.1	
7,178	121.3%	5,461	92.3%	3,780	59.3%
1.7		4.0		4.1	
24.1		23.3		27.2	
481	232.4%	1,116	539.1%	1,116	222.8%
11.3		15.8		13.6	
11.4		9.9		10.0	
1,542	81.9%	1,864	99.0%	1,365	67.9%
51.0		59.1		63.4	
33.2		32.0		32.7	
20,340	75.4%	22,689	80.6%	20,744	69.6%
3.8		3.9		5.9	
34.8		30.0		31.8	
1,568	50.9%	1,412	45.8%	1,879	56.4%
0.3		0.1		0.0	
19.7		103.0		0.0	
59	皆増	103	皆増	0	－
1.3		4.3		5.1	
48.0		58.3		67.2	
720	10.1%	3,034	29.3%	3,425	26.4%
120.8		128.3		132.0	
5.3		5.7		5.3	
7,745	92.2%	8,748	99.4%	7,027	76.4%
2.5		3.7		3.9	
20.7		20.9		22.2	
621	69.5%	919	102.8%	865	96.8%
4.8		4.7		5.3	
90.4		108.5		101.9	
5,245	86.4%	6,074	100.0%	5,399	88.9%
165.7		176.9		183.5	
4.7		4.7		4.6	
9,261	97.0%	9,921	98.7%	8,474	78.7%
1.3		0.0		0.0	
6.7		0.0		0.0	
37.5		0.0		0.0	
563	28.6%	6	0.3%	0	0.0%
1.0		1.8		2.2	
57.1		56.7		51.3	
685	46.7%	1,248	15.8%	1,128	10.4%
0.3		0.0		0.0	
242.0		0.0		0.0	
726	－	0	－	0	－
57,336	78.0%	63,581	74.6%	55,888	59.0%

第7期計画(実績)					
H30	執行率	H31(R1)	執行率	R2	執行率
151,573	84.2%	154,189	79.5%	130,366	62.1%
78,376	101.8%	84,466	105.6%	76,635	92.3%
3,044	25.4%	10,829	83.3%	11,067	79.1%
2,368	98.7%	2,555	104.3%	2,171	86.8%

(表4～6 留意事項)

- ・第6期計画(実績)及び第7期計画(推計)における「延人数」、「延回(日)数」、「給付額」は全て1年の合計です。
- ・給付額の合計については、千円単位(四捨五入)で記載していることから、端数処理の関係で決算額等と一致しません。
- ・介護予防サービスの「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」は、平成29年度をもって地域支援事業に完全に移行したため掲載していません。

令和 3 年度

袖ヶ浦市地域包括支援センター運営方針（案）

令和 3 年 4 月

袖ヶ浦市福祉部高齢者支援課

1 策定の目的

この「袖ヶ浦市地域包括支援センター運営方針」は、袖ヶ浦市地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営上の基本理念、業務推進の方針などを明確にするとともに、センター業務の円滑で効率的な実施に資することを目的に策定する。

2 センターの目的

センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職を配置し、その専門知識や技能を互いに活かしながらチームで活動することにより、包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアを実現することを目的とする。

3 運営の基本理念

地域包括ケアの実現のために、以下の視点を取り入れる。

（１）「公益性」の視点

センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う公益的な機関として、公正で中立性の高い事業運営を行う。

センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や国・県・市の公費によって賄われていることを十分理解し、適切な事業運営を行う。

（２）「地域性」の視点

センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であり、地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行う。

地域ケア会議、その他地域で行われる活動等を通じて、地域住民や関係機関、サービス利用者の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組む。

（３）「協働性」の視点

センターは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職が専門性を活用しながら相互に情報共有し、連携・協働する「チームアプローチ」を実践する。

さらに、地域の保健・福祉・医療の専門職や民生委員等の関係者と連携を図りながら業務を推進する。

4 業務推進の方針

（１）共通事項

ア 事業計画

センターは、毎年度重点目標を設定し、事業計画を策定する。

イ 職員の配置

センターには次の職員を配置する。

なお、包括的支援事業担当の職員配置については、袖ヶ浦市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例（平成27年3月17日条例第2号）を遵守する。

(7) 管理責任者

事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとして、管理責任者を1名配置する。

(4) 包括的支援事業担当者

センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとにそれぞれ保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員を各1名以上常勤で配置する。

(5) その他の職員

(7)・(4)に掲げるもののほか、必要に応じて事務職等の職員を配置する。

ウ 職員の姿勢

センター業務は、地域で暮らす高齢者が住み慣れた環境で自分らしい生活を継続できるための支援であることを念頭に置き、常に当事者の最善の利益を図るために業務を遂行する。

エ 職員の資質向上

センターの職員は、相談技術やケアマネジメント技術の向上等、業務に必要な知識や技術の習得を目的とした研修等に積極的に参加し、各職員が学んだ内容をセンター職員間で伝達、共有することにより、センター全体のスキルアップに努めるものとする。

オ 個人情報の保護

センターは業務上、高齢者等の個人情報を知り得る立場にあり、その保護については個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の秘密保持義務並びに袖ヶ浦市個人情報保護条例（平成8年条例第15条）が定める基準の内容を遵守する。

カ 広報活動

センターの業務を適切に実施していくため、また業務への理解と協力を得るためにパンフレットやチラシ、広報紙等を作成し、様々な場所や機関への配布等を行うなど、地域住民及び関係者へ積極的に広報する。

キ 窓口機能の強化等

センターの業務全般を効果的に推進するため、住民の利便性を考慮し住民からの相談を受け付け直接対応したり、あるいは、センターへつなぐことを目的に、下記のとおりサブセンター（支所）及びブランチ（窓口）を設置・運営する。

(7) サブセンター

a 長浦・蔵波地区

名称 地域包括支援ながうらサブセンター

所在地 袖ヶ浦市蔵波634-1 長浦おかのうえ図書館1階

b 中川・富岡・平岡地区

名称 地域包括支援ひらかわサブセンター

所在地 袖ヶ浦市横田115-1 平川公民館1階

(4) ブランチ

a 昭和・根形地区ブランチ

名称 袖ヶ浦菜の花苑（特別養護老人ホーム 袖ヶ浦菜の花苑内）

所在地 袖ヶ浦市神納4181-20

b 長浦・蔵波地区ブランチ

名称 サニーヒル（特別養護老人ホーム サニーヒル内）

所在地 袖ヶ浦市久保田857-9

c 中川・富岡・平岡地区ブランチ

名称 袖ヶ浦瑞穂（特別養護老人ホーム 袖ヶ浦瑞穂内）

所在地 袖ヶ浦市野里1452-4

ク 感染症等への対応

センターの業務の遂行時における、新型コロナウイルス感染症、その他の感染症等への対応については、国・県・市の対処方針等に留意しつつ、感染予防対策を徹底し、高齢者等の安全を第一に業務を遂行する。

(2) 地域包括ケアシステムの構築方針

センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して、尊厳あるその人らしい生活を維持することができるように、介護保険制度によるサービスのみならず、その他の公的なサービスや民間の提供するサービスの活用等、包括的な支援・サービス提供体制を構築し、一人ひとりの暮らしと生きがいを共に創り、高めあう地域共生社会への実現を目指し、地域包括ケアシステムの深化・推進を図っていくものとする。

(3) 地域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針

センターは、地域包括ケアの推進のため、その中核機関としての役割を常に意識し、

地域の住民や関係団体等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域のニーズ・課題の把握に努め、解決に向けて地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な運営を行うものとする。

(4) 介護事業者・医療機関・民生委員等の関係者とのネットワーク構築の方針

センターは、高齢者が介護サービスや保健医療福祉サービス等を適切に利用できるよう、地域における多職種連携を進めるため、介護事業者、医療機関、民生委員、児童委員、社会福祉協議会等の関係機関と連携し、高齢者支援のためのネットワーク構築を推進するものとする。

(5) 介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針

センターは、介護支援専門員に対して専門的な見地から、日常的業務の相談等に応じるとともに、支援困難なケースについては、具体的な支援方針を検討しながら助言・指導を行う。

また、個々の介護支援専門員の抱える課題やニーズを把握し、地域の介護支援専門員全体で共有できるような取組みを行い、介護支援専門員の問題解決能力を高める支援に努める。

(6) 市関係部局との連携方針

センターは、地域住民の総合相談に応じつつ、適切に地域住民の保健福祉の推進が図れるよう市関係部局とも連携し、包括的支援事業等の適切な運営を行う。

(7) その他の方針

センターは、その他地域の実情に応じて運営協議会が必要であると判断したものについては、方針として掲げるものとする。

6 具体的な業務

(1) 包括的支援事業

ア 総合相談支援業務

センターは、地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等の総合相談、地域包括支援ネットワーク構築、実態把握などの業務を行う。

イ 権利擁護業務

センターは、権利侵害を受けている、又は受ける可能性が高いと考えられる高齢者が、地域で安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、高齢者虐待の防止及び早期発見・早期対応、消費者被害の防止、成年後見制度の積極的な活用など、権利侵害の予防や対応を専門的に行う。

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

センターは、地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、地域における関係機関や多職種の連携・協働の体制づくりや介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付における、より質の高いケアマネジメントを実現するため介護支援専門員に対する後方支援を行う。

エ 地域包括ケアシステムを構築するための事業の充実（社会保障充実分）

(7) 在宅医療・介護連携推進事業

センターは、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療・介護関係者の連携に向けた以下の取組みを推進する。

- a 地域の医療・介護の資源の把握
- b 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- c 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- d 医療・介護関係者の情報共有の支援
- e 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- f 医療・介護関係者の研修
- g 地域住民への啓発普及
- h 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

(4) 生活支援体制整備事業

センターは、高齢者の生活支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくため、NPO、民間企業、ボランティア等多様な主体による助け合い活動の創出や、地域における介護予防の推進体制の検討、高齢者を支援する既存の社会資源の把握及び拡充による地域の支え合いの体制の構築等、必要な取組みを実施する。

(5) 認知症総合支援事業

センターは、地域における認知症の人とその家族の支援に向け、認知症の人の家族や関係者からのきめ細かな相談対応を行うとともに、認知症初期集中支援チームの活動により、認知症又は認知症が疑われる人の自立した生活を支援する。

(I) 地域ケア会議推進事業

センターは、個別課題の解決、支援ネットワークの構築、地域課題の把握等を中心に、包括的支援事業を効率的・効果的に行うために、多職種で個別ケースの課題解決へ向けた支援内容を検討することを通じ、地域づくり、社会資源の開発、政策形成につなげるため、以下の内容を目的とした地域ケア会議を行うものとする。

- a 介護支援専門員への高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援
- b 高齢者の課題解決のための地域での支援ネットワークの構築
- c 個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握
- d その他、地域の実情に応じて必要と認められる事項

(2) 指定介護予防支援・第1号介護予防支援事業

センターは、介護保険における予防給付及び介護予防・日常生活支援総合事業のうち、介護予防・生活支援サービス事業の利用対象となる要支援者等がサービスを円滑に利用することができるよう、その心身の状況、置かれている生活環境等を勘案し、介護予防サービス計画及び第1号介護予防支援事業（以下「介護予防サービス計画等」という。）に係る計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画等に基づくサービスの提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整等に努める。

(3) 第1号介護予防支援事業以外の介護予防・生活支援サービス事業

センターは、支援を必要とする高齢者がそのニーズに合わせた適切なサービスを利用できるよう、従来相当の訪問介護サービスや通所介護サービスに加えて、地域の実情に応じ、地域住民や民間事業者、医療専門職による多様なサービスを創設し、その円滑な利用に努める。

(4) 一般介護予防事業

センターは、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーションに関する専門的知見を有する者を活かした自立支援に資する取組みを推進し、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域を構築することにより、介護予防を推進する。

(5) 任意事業

センターは、地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、被

保険者及び要介護被保険者を現に介護する者等に対し、地域の実情に応じた必要な支援として、以下の事業を実施する。

ア 家族介護支援事業

(7) 認知症高齢者見守り事業

認知症高齢者の家族の精神的負担の軽減や交流の場、助言等を得る場としての家族のつどいの開催や徘徊高齢者を早期発見できる仕組みの構築等、家族介護者の支援に努める。

(4) 家族介護教室事業

要介護被保険者の状態の維持・改善を目的とした、適切な介護知識・技術の習得や、外部サービスの適切な利用方法の習得等を内容とした教室を開催し、介護する家族等に対して心身の負担の軽減を図る。

イ その他事業

(7) 成年後見制度利用支援事業

認知症等で判断能力が十分でない人が、成年後見制度を円滑に利用して地域で安心して暮らし続けることができる仕組みづくりの構築等に努める。

低所得の高齢者に対し、成年後見制度の市長申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成等を行い、成年後見制度の活用の促進につなげる。

(4) 認知症サポーター等養成事業

認知症サポーター養成講座の企画・立案及び実施を行うキャラバン・メイトを養成するとともに、地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成し、かつ、その活動支援に努める。

令和3年度 袖ヶ浦市地域包括支援センターにおける重点目標及び事業計画（案）

1 重点目標

- (1) 地域住民、医療介護関係者、民間事業者等、地域のあらゆる関係者との連携を強化し、高齢者の生活を支える取組みの充実に向けて、地域全体での支え合いの体制づくりを進める。
- (2) 様々な健康状態における高齢者に対してその状態に合った介護予防の取組みを進め、自立支援を促進する。
- (3) 支援を必要とする高齢者等への対応の強化、充実を図る。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の感染状況等を注視しつつ、介護予防の取組を進める。

2 事業計画

※網掛け事業は重点事業

	事業	事業計画
1	総合相談支援業務	・地域包括支援センターやランチの相談対応・実態把握活動により、高齢者のニーズを的確に把握し、適切な制度やサービス、機関につなげる。 ・個別ケースの支援方針や支援方法、支援の進捗について、センター内で共有・検討する。
2	権利擁護業務	・高齢者虐待又は虐待が疑われるケースについて、高齢者の安全と必要な医療・介護の提供が守られるよう支援する。また、養護者への支援も行い、再発防止を図る。 ・認知機能低下による消費者被害、セルフネグレクト、家庭内の複合的問題等の課題を抱えた高齢者が、尊厳が守られ地域での生活を継続できるよう、関係機関と連携して支援を行う。 ・個別ケースの支援方針や支援方法、支援の進捗について、センター内で共有・検討する。
3	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 (地域ケア会議推進事業を含む)	・介護保険サービス事業者会議においてケアマネジャーへの資質向上に向けた研修会の開催や情報の提供等を行う。 ・袖ヶ浦市ケアマネジャーネットワークの活動が促進されるよう、役員会に出席し、研修会の開催をはじめとする活動の後方支援を行う。 ・個々のケアマネジャーに対し、適宜個別ケースへの助言及び支援を行う。 ・個別課題検討型・地域課題検討型・自立支援型の各地域ケア会議を開催し、ケース毎の問題解決や自立支援の資するケアマネジメントに向けた支援を行う。また地域で取り組む課題について、地域ケア推進会議で検討する。 ・各会議について、感染症予防対策として、リモート会議など開催形式を工夫して取り組む。
4	在宅医療・介護連携推進事業	・「袖ヶ浦市医療情報一覧」及び「君津圏域医療・介護多職種連携エチケット集」の活用を促進を図る。 ・「在宅医療・介護連携推進協議会」「多職種協働研修会」を通じて、市内関係者の連携を図り、顔の見える関係づくりに努める。 ・市民向け講演会の開催等による在宅医療の普及啓発を行う。 ・在宅医療・介護連携支援相談窓口寄せられる関係者からの相談について「医療介護連携地域相談サポート医（君津木更津医師会へ業務委託）」への相談につなげる等対応する。 ・各会議等についてコロナ禍でのリモート会議や動画視聴など、実施形式を工夫して取り組む。

5	生活支援体制整備事業	・生活支援コーディネーターによる地域の高齢者の生活支援に関する相談対応を強化し、相談解決のための互助活動促進を行う。（社会福祉協議会に委託。）	
		・第1層協議体において市内全域の共通課題の検討等を行う。	
		目標値	
		住民主体の支援活動団体数	1団体（新規登録数）
6	認知症支援に関する事業（認知症総合事業・認知症高齢者見守り事業・認知症サポーター等養成事業）	・学童から成人まで幅広い年代に認知症サポーターの養成を行い、認知症に対する理解を深める。	
		・認知症サポーターのステップアップ研修等を通し、サポーターの自主的地域活動を進める。	
		・認知症初期集中支援チームや地域包括支援センターにおける認知症への相談対応、家族のつどい、認知症おでかけ安心シールの活用等により、本人の安心した生活への支援や家族の精神的負担の軽減を図る。	
		・認知症カフェの新規開設や継続に向けた支援を行う。	
		目標値	
		認知症サポーター養成数	500人（新規養成数）
7	指定介護予防支援・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）	・高齢者のニーズを的確に把握し、必要なサービスの調整を行う。	
		・センター職員の研修の受講やセンター内での助言指導により、自立支援に資するケアマネジメントに努める。	
8	第1号介護予防支援事業以外の介護予防・生活支援サービス事業	・リハビリ専門職による短期集中サービスCについて、利用促進を図る。	
		・住民主体により提供されるサービスBやDについて、既存団体等への働きかけや新たな担い手の発掘により、サービスの創設を図る。	
9	一般介護予防事業	・袖ヶ浦いきいき百歳体操の未実施地区に対して普及啓発活動を行い、新規開始につなげる。	
		・袖ヶ浦いきいき百歳体操実施団体に対し、体力測定やリハビリ専門職等からの助言を行い、体操参加者の継続に努める。また、活動団体へ感染症予防対策の周知を行う。	
		・介護予防サポーター（はつらつシニアサポーター）の養成やスキルアップ研修により、介護予防の普及活動を自主的に行える者を増やす。	
		・口腔機能、失禁予防、認知症予防等の講演会や教室等により介護予防の取り組みの充実を図る。なお、開催時は感染症予防対策を十分に行ったうえ実施する。	
		目標値	
		いきいき百歳体操参加者数	86人（新規参加者）
		はつらつシニアサポーター数	11人（新規参加者）
10	成年後見制度利用支援事業	・権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備について、関係各課や関係機関と協議・検討を行っていく。	
		・市長による後見等申立てや後見制度利用のための費用助成が、必要に応じて適切に行われるよう支援を行う。	
11	家族介護教室事業	・社会福祉法人3事業所へ委託し、家族介護者の身体的・精神的負担の軽減につながるような内容を企画し、全12回実施する。	
		・開催時は、事業者と協議のうえ、感染症予防対策に十分配慮した方法で実施する。	

12	地域包括支援センターの体制強化	・訪問活動や窓口での対応を通じて高齢者のニーズを的確に把握し、関係機関と連携し包括的な支援に努める。 ・広報への掲載や各種事業実施の際等、様々な機会を利用して、地域包括支援センター（サブセンター含む）の周知を行っていく。 ・今後の組織体制や運営について関係課と連携し、業務内容や人員体制の検討を進めていく。 ・令和4年度の長浦地区地域包括支援センター開設に向けた事業者選定を行なう。事業者決定後は、開設に向け円滑な業務が遂行できるよう、事業者と引き継ぎを十分に行う。
----	-----------------	--

指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について(訂正)

令和2年11月5日 第3回運営協議会

議題2 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について

上記議題で事業所に委託をするにあたり、承認をいただいたところですが、資料の記載の一部に誤りがあったため報告を行うものです。

(誤)

第3回 議題2 資料 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務 委託事業所 (追加分)

NO	契約日	事業所番号	事業所名	居宅介護支援事業所					運営主体			
				住 所	指定取得	指定更新	管理者	常勤換算	法人名	代表者役職	代表者	住 所
48	令和2年12月1日	1272800077	太陽会ケアプランセンターOHANA	千葉県鴨川市大幡1222-1	平成11年11月1日	平成20年4月1日	松本 守代	3	社会福祉法人太陽会	理事長	亀田 信介	千葉県鴨川市大幡1222-1

(正)

NO	契約日	事業所番号	事業所名	居宅介護支援事業所					運営主体			
				住 所	指定取得	指定更新	管理者	常勤換算	法人名	代表者役職	代表者	住 所
48	令和2年12月1日	1271001222	太陽会ケアプランセンターOHANA	千葉県館山市正木1314-1	平成11年11月1日	平成20年4月1日	松本 守代	3	社会福祉法人太陽会	理事長	亀田 信介	千葉県鴨川市大幡1222-1

議題(6) 令和3年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について

令和3年度指定介護予防支援、介護予防ケアマネジメント業務の委託について承認を求めるものです。

令和3年度指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務 委託予定事業所

No.	事業所番号	事業所名	居宅介護支援事業所			運営主体	
			住所	指定有効 開始年月日	指定有効 終了年月日	住所	法人名
1	1273400026	袖ヶ浦菜の花苑居宅介護支援事業所	袖ヶ浦市神納4181-20	2020/4/1	2026/3/31	千葉県袖ヶ浦市神納4181-20	社会福祉法人さつき会
2	1273400034	カトレアンホーム居宅介護支援事業所	袖ヶ浦市蔵波2713-1	2020/4/1	2026/3/31	千葉県袖ヶ浦市神納4181-20	社会福祉法人さつき会
3	1273400059	さつき会ケアマネセンター	袖ヶ浦市長浦駅前4-2-1	2020/4/1	2026/3/31	千葉県袖ヶ浦市長浦駅前5-21	社会医療法人社団さつき会
4	1273400083	サニーヒル居宅介護支援センター	袖ヶ浦市久保田857-9	2020/4/1	2026/3/31	千葉県袖ヶ浦市久保田857-9	社会福祉法人慈協会
5	1273400455	居宅介護支援事業所ちいたの福王台	袖ヶ浦市坂戸市場66-1	2016/9/1	2022/8/31	千葉県木更津市井尻951	社会福祉法人かずさ萬燈会
6	1273400612	袖ヶ浦瑞穂居宅介護支援センター	袖ヶ浦市野里1452-4	2015/10/1	2021/9/30	東京都江戸川区瑞江1-3-12	社会福祉法人瑞光会
7	1273400794	入道雲	袖ヶ浦市下宮田525-2	2020/9/1	2026/8/31	千葉県袖ヶ浦市下宮田525-2	株式会社正業
8	1273400851	袖ヶ浦ムツミ居宅支援センター	袖ヶ浦市神納796-10	2015/10/1	2021/9/30	千葉県市原市姉崎東二丁目2番地6ケ行ビル1階	株式会社ケイ・ティ・サービス
9	1273400877	こひつじかずさ介護支援センター	袖ヶ浦市横田4161	2017/2/1	2023/1/31	千葉県習志野市東習志野3-1-22	医療法人社団小羊会
10	1273400893	介護相談みどりの風そでがうら	袖ヶ浦市下泉1425	2018/11/1	2024/10/31	千葉県袖ヶ浦市下泉1424-3	社会福祉法人みどりの風
11	1273401016	AIST横田居宅介護支援事業所	袖ヶ浦市横田1095	2021/3/1	2027/2/28	千葉県袖ヶ浦市阿部116-1	合同会社Next door
12	1271100065	中郷記念館介護相談センター	木更津市井尻951	2020/4/1	2026/3/31	千葉県木更津市井尻951	社会福祉法人かずさ萬燈会
13	1271100446	金田在宅介護支援センター	木更津市中島2366-1	2020/9/1	2026/8/31	千葉県袖ヶ浦市奈良輪535-1	医療法人社団恒久会
14	1271100552	有限会社ウエルネス上総	木更津市大和1-4-10-102	2020/12/1	2026/11/30	千葉県木更津市大和1-4-10-102	有限会社ウエルネス上総
15	1271100594	介護支援センターたんぽぽ	木更津市祇園2-30-21	2015/5/1	2021/4/30	千葉県木更津市犬成906	有限会社リ・ライフ
16	1271101212	セントケア木更津	木更津市畑沢南3-13-19	2019/4/1	2025/3/31	千葉県千葉市中央区新町1-17	セントケア千葉株式会社
17	1271101287	木更津ムツミ居宅支援センター	木更津市太田4-12-21	2019/11/1	2025/10/31	千葉県市原市姉崎東3-3-7	株式会社サービスワン
18	1271101923	ウィズユー介護相談	木更津市若葉町2-19	2019/7/1	2025/6/30	千葉県木更津市若葉町2-19	株式会社MAHALO
19	1271102004	エルケア木更津ケアプランセンター	木更津市大和2-4-1 VIOS木更津B号室	2020/1/1	2025/12/31	大阪府大阪市北区中崎西2-4-12 梅田センタービル25階	エルケア株式会社
20	1271102111	ケアプランセンターしほな	木更津市清見台2-9-9	2020/6/1	2026/5/31	千葉県木更津市清見台2-9-9	合同会社H・S・N
21	1271102293	かもめ指定居宅介護支援事業所	木更津市菅生689	2015/8/1	2021/7/31	千葉県木更津市菅生725-1	医療法人社団邦清会

議題(6) 資料②

No.	事業所番号	事業所名	居宅介護支援事業所			運営主体	
			住所	指定有効 開始年月日	指定有効 終了年月日	住所	法人名
22	1271102350	居宅介護支援事業所いわね潮の香園	木更津市万石146-1	2015/10/1	2021/9/30	千葉県木更津市矢那字天神前3731-2	社会福祉法人梅香会
23	1271102459	ケアマネジャー事業所シンフォニー	木更津市祇園3-26-6	2016/4/1	2022/3/31	千葉県木更津市祇園3-26-6	合同会社ル・リアン
24	1271102673	介護相談みどりの風きさらづ	木更津市笹子553	2018/11/1	2024/10/31	千葉県袖ヶ浦市下泉1424-3	社会福祉法人みどりの風
25	1271102731	結の花	木更津市大和1-4-18	2019/5/1	2025/4/30	埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷1-8-14	医療法人社団望星会
26	1271102806	フォレスト	木更津市大和2-6-8 103	2020/3/1	2026/2/28	千葉県木更津市矢那2390番地	株式会社ReCUEST
27	1273000073	株式会社ノバ・メディクス	君津市東坂田4-8-23	2020/4/1	2026/3/31	千葉県君津市東坂田4-8-23	株式会社ノバ・メディクス
28	1273000438	JAきみつ介護センター居宅介護支援事業所	君津市外箕輪4-31-45	2015/4/1	2021/3/31	千葉県君津市塚原185	君津市農業協同組合
29	1273000883	居宅介護支援事業所るびなす	君津市長谷川1234	2017/4/1	2023/3/31	千葉県君津市長谷川1234	株式会社M&F
30	1273001071	居宅介護支援事業所かめかめ	君津市折木沢452-1	2019/1/1	2024/12/31	千葉県君津市折木沢452-1	かめかめサービス株式会社
31	1273001188	千葉芙蓉ハーモニー	君津市南子安3-25-2	2019/12/1	2025/11/30	東京都町田市南町田3-43-1	医療法人社団芙蓉会
32	1272400100	姉ヶ崎居宅介護支援センター	市原市椎津2558番1（姉崎病院 院内）	2020/4/1	2026/3/31	千葉県市原市椎津2558-1	医療法人社団健老会
33	1272400308	在宅介護支援センターグランモア和光苑	市原市椎津5番地1号	2020/4/1	2026/3/31	千葉県市原市椎津5-1	社会福祉法人和光会
34	1272400688	居宅介護支援センター向日葵	市原市二日市場774-1	2020/5/1	2026/4/30	千葉県八千代市島田台1002-6	社会福祉法人清明会
35	1272400837	ムツミ居宅介護支援事業所	市原市姉崎東3-3-7	2015/6/1	2021/5/31	千葉県市原市姉崎東3-3-7	株式会社サービスワン
36	1272401876	KT在宅サポートセンター	市原市姉崎東二丁目2番地6ケ イビル8階	2019/5/1	2025/4/30	千葉県市原市姉崎東二丁目2番地6ケ イビル1階	株式会社ケイ・ティ・サービス
37	1272402163	ヤックスケアセンター内房	市原市姉崎2101 ヤックスド ラッグ姉崎店内	2015/6/1	2021/5/31	千葉県千葉市中央区問屋町1-35	株式会社ヤックスケアサービス
38	1272402312	介護センターなのはな	市原市中高根699-2	2016/5/1	2022/4/30	千葉県市原市中高根699-2	企業組合あざみ
39	1272403070	わかちあい	市原市姉崎2580-1	2020/10/1	2026/9/30	千葉県市原市姉崎2580-1	社会福祉法人地域福祉の会
40	1272403096	ケアステーションちいきのわ居宅介護支援	市原市椎津生雁2644-1	2020/12/1	2026/11/30	千葉県市原市桜台2-7-14	株式会社ちいきのわ
41	1272403443	ケアプランリンク	市原市国分寺台中央5-13-23	2016/7/1	2022/6/30	千葉県千葉市緑区古市場町425-2	オービックジャパン株式会社
42	1273100717	グッドライフ居宅介護支援事業所	富津市佐貫32	2017/8/1	2023/7/31	千葉県君津市泉370-9	有限会社グッドライフ
43	1273101061	居宅介護支援事業所「わたしたちの生きる証」	富津市長崎字熊ノ下274	2017/6/1	2023/5/31	千葉県富津市長崎331-3	医療法人社団俊真会
44	1270802877	わかるかいご相談センター市川	市川市南行徳1-18-21高橋ビ ル2階	2016/7/1	2022/6/30	東京都品川区大崎1-11-2	株式会社インターネットインフィニティー
45	1271001222	太陽会ケアプランセンターOHANA	館山市正木1314-1	2019/10/1	2025/9/30	千葉県鴨川市大幡1222-1	社会福祉法人太陽会

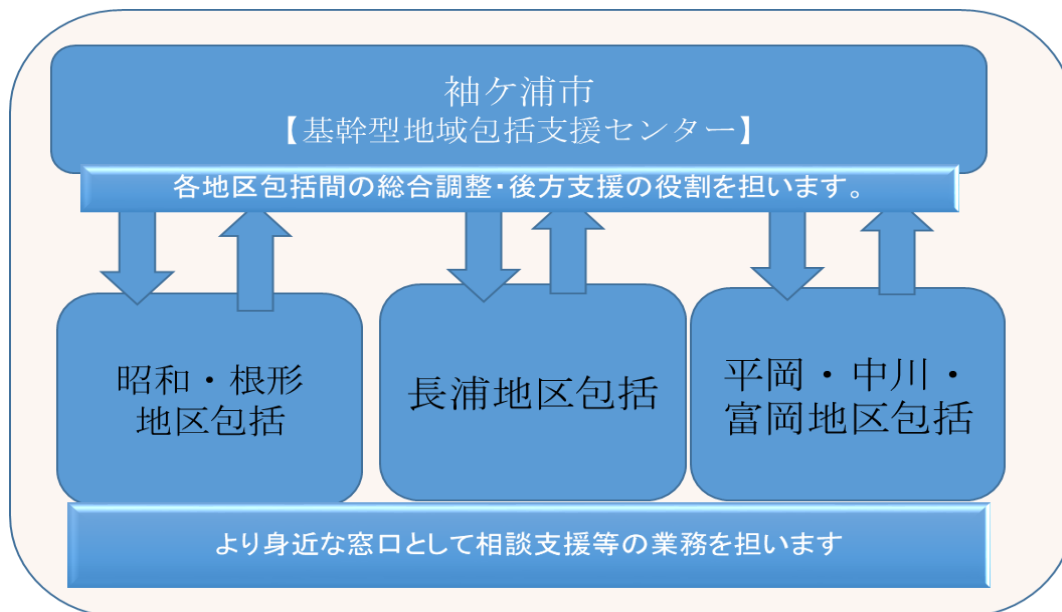
地域包括支援センター事業者選定について

1 概要

- ・ 65 歳以上の高齢者数は、増加傾向にあり今後も増加する見込みです。
- ・ 高齢者数の増に伴い、相談件数は年々増加すると同時に独居高齢者、高齢者虐待、生活困窮、8050問題等、高齢者等からの相談内容は多様化し、また複合的・専門的なものとなってきています。
- ・ これらに対応するため、**地域包括支援センターの体制強化**を図ります。

2 目指す体制

- ・ より身近な窓口として、昭和・根形地区、長浦地区、平岡・中川・富岡地区の3地区に、新たに委託による民間の活力を導入した地域包括支援センターを設置します。
- ・ 各地区の地域包括支援センターと市の直営地域包括支援センターと合わせて市内4か所の設置とします。
- ・ 地域包括支援センターを4か所とすることによって、高齢者に対応する人員の増員を図ります。



3 体制強化のための中期的なスケジュール（令和3～7年度）

各地区に設置する地域包括支援センターは、継続的にサービスを提供するため、また、委託事業者への業務の引き継ぎを円滑に行うため、令和3年度から令和7年度の間、段階的に各地区の事業者を選定、地域包括支援センターの設置を進めます。

高齢者数の多い長浦地区から開設し、続いて平岡・中川・富岡地区、最後に昭和・根形地区の順に開設します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
昭和・根形地区				事業者選定	地区包括開設
長浦地区	事業者選定	地区包括開設			
平岡・中川・富岡地区		事業者選定	地区包括開設		

令和3年度は、長浦地区の事業者選定に取り組めます。

4 事業者の選定について

（1）選定方法

長浦地区の地域包括支援センターの委託について、提案者を公募し、その応募者のうち、一定の条件を満たす者から提案を受ける「プロポーザル方式」で事業者を決定します。

プロポーザルについては、袖ヶ浦市プロポーザル方式実施要綱（別添__参考資料）の規定に基づき詳細を今後決定し進めていきます。

（2）選定委員について

事業者選定の募集に先立ち選定委員会を設置し、提案内容の審査及び提案採用者の選定、提案採用者の選定について必要な事項を決定します。

必要な事項（例）

- ・選定スケジュール
- ・採点項目を含む募集要項の内容 ほか

(3) プロポーザル手続きとスケジュールについて

令和3年度は、令和4年度からの委託を開始する事業者を選定、決定します。

詳細なスケジュールは今後決定しますが、大まかな手続きと期間は以下のとおりです。

手続き項目	具体的な項目（案）	目安（期間）
市内部調整	選定委員会設置 募集要項内容確定	4月～5月 (約1カ月)
募集内容公開	募集要項告示（公開） 事業者説明会 質問受付	未定 (約2カ月)
申請受付～事業者決定	申請受付 選定委員会による審査	未定 (約2カ月)
契約	運営協議会報告（審議） 市内部決裁	
開設準備・引継ぎ	事務引き継ぎ 事業者開設準備	契約後～開設まで
事業開始		令和4年度～

(4) 審査基準（採点項目）について

選定委員会で事業者を選定するにあたり、公平客観的な採点とするため、審査基準を設定し、事業者募集時に公表します。

（現時点での想定項目）

項目	審査の視点
法人理念・方針	・経営状態、介護保険サービスの実績は十分か
事業方針	・各事業の理解度、実効性は十分か
開設場所	・利用者にとって便利な場所か
職員確保の方法	・専門職の採用計画についての考え
危機管理	・個人情報の保護、管理の考え
収支計画	・安定的な経営は可能か

5 介護保険（地域包括支援センター）運営協議会への報告について

運営協議会は、「包括支援センターの運営に関すること」(*)を所掌することから、以下の点について報告等を行います。

- (1) 募集要項（採点項目）作成前の意見聴取（今回）
- (2) 選定結果の報告と委託の承認（事業者選定後の運営協議会）
運営協議会での承認後、袖ヶ浦市として事業者を決定します。

※「包括支援センターの運営に関すること」

「地域包括支援センターの設置運営について」（平成18年10月18日老計発第1018001号、老振発第1018001、老老発第1018001号）

① センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること

ア センターの担当する圏域の設定

イ センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の委託先法人の選定又はセンターの業務の委託先法人の変更

ウ センターの業務の委託先法人の総合事業及び予防給付に係る事業の実施

エ センターが第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定

オ その他運営協議会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項

○袖ヶ浦市プロポーザル方式実施要綱

平成 23 年 3 月 18 日告示第 38 号

袖ヶ浦市プロポーザル方式実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市が発注する委託、工事、物品等（以下「委託等」という。）のうち、その性質又は目的が価格のみによる競争入札に適しないと認められる場合に、事業者から当該委託等に係る提案を求め、企画力、創造性、専門性、技術力、実績等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な提案採用者を選定するプロポーザル方式を実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱においてプロポーザル方式とは、次のいずれかに該当する手続きをいう。

(1) 公募型プロポーザル方式（以下「公募型」という。） 提案者を公募し、その応募者のうち、一定の条件を満たす者から提案を受けるプロポーザル方式をいう。

(2) 指名型プロポーザル方式（以下「指名型」という。） 公募型により難しいと認められる場合に、あらかじめ提案要請者を選定し、その者から提案を受けるプロポーザル方式をいう。

(対象)

第 3 条 プロポーザル方式の対象となる委託等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 高度な企画力、創造性、専門性、技術力又は実績等を必要とし、価格のみによる競争では、所期の目的を達成できないもの

(2) 委託等の発注仕様を定めることが困難である等、標準的な実施手続が確立されていないもの

(プロポーザル方式の実施)

第 4 条 プロポーザル方式を実施しようとする委託等を所管する課等の長（以下「所管課等の長」という。）は、次条に定める実施要領を作成し、財政担当課及び契約担当課の合議を経て決裁を受けた後に袖ヶ浦市入札・契約手続審査委員会（以下「審査委員会」という。）の承認を受けるものとする。ただし、委託等に係る予算額が 500 万円未満の場合は、審査委員会の委員長と契約担当課長の協議によってこれを承認することができる。

2 所管課等の長は、前項の規定により実施要領を作成し、審査委員会の承認を受けるにあたり、委託等が情報システムの開発又は導入に係るものであるときは、財政担当課及び契約担当課のほか、情報担当課に合議するものとする。

(実施要領の作成)

第 5 条 実施要領の内容は、次のとおりとする。

(1) 委託等の目的

(2) 委託等の名称、履行場所、履行内容及び履行期間

- (3) プロポーザル方式を採用する理由（指名型又は公募型）
- (4) 委託等の全体スケジュール及び提案採用者の選定までの事務手順
- (5) 参加資格、募集期間及び応募方法（公募型の場合）
- (6) 提案要請者及び提案要請者の選定理由（指名型の場合）
- (7) 選定委員会の委員構成
- (8) 提案採用者を選定するための審査基準
- (9) 提案書の作成要領（提案内容、様式、記入上の注意事項、提出期限、提出方法及び提出部数等）
- (10) 提案書の公開又は非公開の別
- (11) 提案に係る費用負担に関する事項
- (12) その他必要な事項

（選定委員会）

第6条 市長は、プロポーザル方式を実施する場合は、適正かつ公平に提案採用者を選定するために委託等ごとに選定委員会を設置するものとする。

（選定委員会の所掌事務）

第7条 選定委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 提案内容の審査及び提案採用者の選定
- (2) 前号に掲げるもののほか、提案採用者の選定について必要な事項

（選定委員会の組織）

第8条 選定委員会は、委員長及び6人以上の委員をもって構成する。

2 委員長は、委託等に係る予算額が5,000万円以上の場合は副市長をもって充て、1,000万円以上5,000万円未満の場合は委託等を所管する部等の長の職にある者を充て、1,000万円未満の場合は所管課等の長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、委員長が指名した市職員をもって充てる。この場合において、委託等を所管する課等の職員が委員数の半数を超えてはならない。

4 委託等の性質上、前項後段の規定により難しい場合は、委託等を所管する課等の職員が委員数の半数を超えることができる。

5 委託等が建築設計の場合は、建築担当課の職員を、情報システム導入の場合は、情報担当課の職員をそれぞれ1名以上委員に充てるものとする。

6 委員長は、必要があると認めるときは、市職員以外の学識経験者を委員に充てることができる。

7 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（選定委員会の会議）

第9条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 選定委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 選定委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第 10 条 選定委員会の庶務は、委託等を所管する課等において処理する。

(参加資格)

第 11 条 プロポーザル方式の参加者が満たすべき要件（以下「参加資格」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 袖ヶ浦市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録されていること。ただし、当該名簿に参加資格者がいない場合又は競争性が損なわれると認められる場合は、この限りでない。
- (3) 袖ヶ浦市建設工事請負業者等指名停止措置要綱（平成 11 年告示第 173 号）による指名停止措置の期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者については、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていること。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者については、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていること。
- (6) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立がないこと。

2 市長は、前項に掲げるもののほか、委託等ごとに必要な参加資格を定めることができる。

(審査基準)

第 12 条 所管課等の長は、第 5 条第 8 号に規定する審査基準を作成するにあたっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 審査項目は、委託等ごとに適切に定めること。
- (2) 審査項目ごとに点数化すること。
- (3) 審査項目ごとの配点は、委託等の内容に応じて適切に定めること。

(公募型の手続開始の公告)

第 13 条 市長は、公募型を実施するときは、次に掲げる事項を定めた募集要項を作成し、10 日間以上の募集期間を設け公告しなければならない。

- (1) 委託等の概要（名称、履行場所、履行内容、提案上限額及び履行期間）
- (2) 参加資格（業種及び実績等）
- (3) 応募方法、募集期間及び受付場所
- (4) 説明書の交付方法
- (5) 参加資格確認結果及び提案要請の通知日
- (6) 提案採用者を選定するための審査基準
- (7) 提案書の提出期限、場所及び方法
- (8) ヒアリング又はプレゼンテーションを行う場合の日時及び場所

(9) その他必要な事項

(説明書の交付)

第14条 市長は、公募型の手続開始の公告をしたときは、次に掲げる事項を記載した説明書の交付を募集期間の終了する日の前日まで行う。

(1) 募集要項の内容

(2) 委託等の詳細な内容

(3) 公募型プロポーザル参加表明書兼参加資格確認申請書(様式第1号、以下「参加表明書兼参加資格確認申請書」という。)及び提案書の作成様式並びにその記載上の留意事項

(4) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項各号に掲げるもののほか、説明書において次に掲げる事項を明らかにするものとする。

(1) 提案書の作成及び提出に係る費用負担に関すること。

(2) 提出された提案書は、返却しないこと。

(3) 提出された提案書は、提案採用者の選定以外に無断で使用しないこと。

(4) 提出期限後に参加表明書兼参加資格確認申請書及び提案書の差し替え又は再提出は認めないこと。

(5) 参加表明書兼参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合は、当該申請書又は提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して袖ヶ浦市建設工事請負業者等指名停止措置要綱による指名停止措置を行うことがあること。

(参加表明)

第15条 第13条の規定により公告された公募型に参加しようとする者は、募集期間内に市長に対し参加表明書兼参加資格確認申請書に必要書類を添えて提出しなければならない。

2 袖ヶ浦市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録されていない者の場合は、参加表明書兼参加資格確認申請書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。ただし、市長が必要ないものと認めるときは、一部又は全部の提出を省略することができる。

(1) 法人登記事項証明書(発行後3月以内のもの)

(2) 営業所一覧表(任意様式)

(3) 委任状(委託等において代理人を置く場合)

(4) 財務諸表(直前決算のもの。法人については貸借対照表及び損益計算書並びに剰余金処分計算書、個人については貸借対照表及び損益計算書)

(5) その他市長が必要と認める書類

(参加資格の確認等)

第16条 市長は、前条の規定により参加表明書兼参加資格確認申請書を提出した者(以下「参加表明者」という。)について、第11条に規定する参加資格を確認するものとする。

2 市長は、参加表明者に対し、公告において指定する日までに、参加資格の確認結果を公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（指名型による提案要請者の選定）

第17条 所管課等の長は、指名型を実施しようとするときは、第11条に規定する参加資格を有していると認めた者の中から提案要請者を選出し、提案要請者選定願（様式第3号）を契約担当課に提出するものとする。

2 指名型により選定する提案要請者の数は、袖ヶ浦市建設工事等指名業者選定要綱（平成7年訓令甲第3号）第5条に定める発注金額別の指名業者数によるものとする。ただし、委託等の内容により参加資格を有する提案要請者数がこれに満たない場合は、この限りでない。

3 契約担当課は、前項の規定により提案要請者選定願が提出されたときは、審査委員会に付議するものとする。ただし、当該委託等に係る予算額が500万円未満のものについては、これを省略することができる。

（提案書の提出要請）

第18条 市長は、第16条の規定により参加資格を満たすことを確認した者（以下、「参加資格確認者」という。）及び前条の規定により提案要請者として選定した者（以下、「提案要請選定者」という。）に対し、プロポーザル提案要請書（様式第4号）により提案書の提出を要請するものとする。

2 前項の規定によるプロポーザル提案要請書による要請から提案書の提出までの期間は、原則として14日間以上とする。

3 第1項の規定により提案要請選定者に対しプロポーザル提案要請書を要請するときは、第14条の規定を準用する説明書を添付しなければならない。

4 市長は、提案要請選定者に対し、プロポーザル提案要請書において指定する日までに提案意思確認書（様式第5号）の提出を求め、提案の意思を確認しなければならない。

（説明会の実施）

第19条 所管課等の長は、委託等の性質上、参加資格確認者及び提案要請選定者と対面で説明を行わないと適切な提案が行われないおそれがある場合は、説明会を実施することができる。

2 公募型における前項に規定する説明会は、参加表明書兼参加資格確認申請書の提出希望者に対して募集期間の終了前に行うことができる。

（参加資格の喪失等）

第20条 参加資格確認者及び提案要請選定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、提案を行うことができないものとし、既に提出された提案書は無効とする。

（1） 第11条に規定する参加資格を満たさないこととなったとき。

（2） 参加表明書兼参加資格確認申請書及び提案書等に虚偽の記載をしたとき。

2 市長は、参加資格確認者及び提案要請選定者が、前項の規定に該当すると認める

ときは、提案を行うことができない理由を付して通知しなければならない。

（提案採用者の選定）

第 21 条 選定委員会は、委託等に対する提案内容、意欲等について審査し、最も適した提案を行ったと認められる者を提案採用者として選定するものとする。

2 提案採用者の選定にあたっては、審査基準に基づき提出書類等を審査するとともに、必要に応じてヒアリング又はプレゼンテーション等を行い総合的な審査を行うものとする。

3 所管課等の長は、選定委員会が提案採用者を選定した場合は、速やかに市長に報告するものとする。

4 市長は、前項の規定により報告のあった者を提案採用者として特定したときは、提案者に対して審査結果通知書（様式第 6 号）により審査結果を通知するものとする。

（審査結果の公表）

第 22 条 市長は、プロポーザル方式を実施し提案採用者を特定したときは、次に掲げる事項を市ホームページ等に掲載し公表するとともに、委託等を所管する課等の窓口で閲覧に供するものとする。

- （1） 委託等の名称
- （2） 履行期間
- （3） 提案採用者を決定した日
- （4） 提案採用者の名称及び所在地
- （5） 提案採用者とした理由（審査結果等）
- （6） その他必要な事項

（委任）

第 23 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

議題（８） 地域密着型サービス事業者選定について

【公募の趣旨】

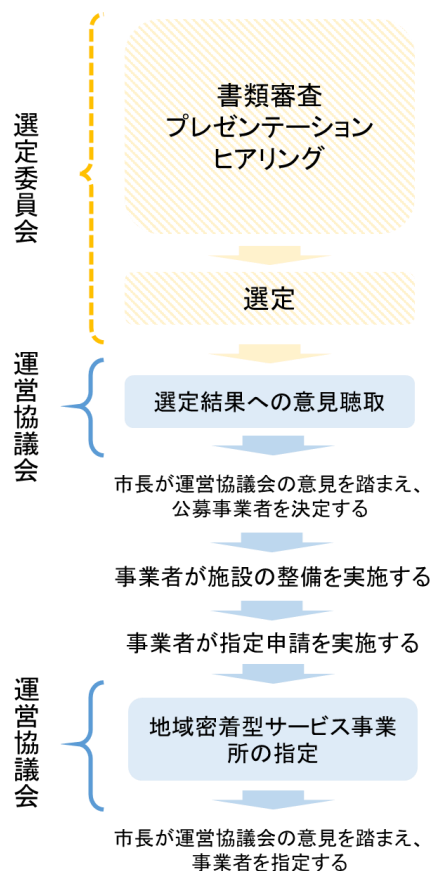
令和３年度を計画の初年度とする「袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第８期介護保険計画」に基づき、介護サービスに係る地域密着型サービス事業の適正な整備・充実を図るために、地域密着型特別養護老人ホーム及び認知症高齢者グループホームを整備・運営する事業者を選定するためのものです。

【事業の内容】

種類	整備 【開設】	条件	定員等	整備地域
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (地域密着型特別養護老人ホーム)	令和４年 【令和５年】	１施設	定員２９人以下	市内全域
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	令和４年 【令和５年】	１施設	定員１８人 ２ユニット	市内全域

【選定の流れ】

- ① 地域密着型サービス施設の整備に係る事務の適正化を図り、法令を遵守した適切なサービス提供が可能な事業者を選定するため、「（仮称）袖ヶ浦市地域密着型サービス施設整備運営事業者選定委員会（以下、選定委員会という。）」を新たに庁内に設置します。
- ② 選定委員会で、応募者の書類審査、事業者のプレゼンテーション及びヒアリング等を実施し、総合的に評価・審査します。
- ③ 「袖ヶ浦市介護保険運営協議会（以下、運営協議会という。）」で、選定委員会の選定結果への意見を伺います。
- ④ 選定委員会の選定結果及び運営協議会での意見を踏まえ、市長が公募事業者を決定します。
- ⑤ 公募事業者による施設の整備の完了後、運営協議会にて地域密着型サービス事業所の指定を行います。



議題（９）資料

議題（９） 令和３年度袖ヶ浦市介護保険運営協議会の開催スケジュールについて

開 催 予 定		
第 １ 回	日時等	令和３年５月１９日（水） 午後２時００分～ 〔市役所旧館３階大会議室〕
	議事(案)	(1) 令和３年度地域密着型サービス事業所（認知症対応型共同生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）の公募の経過報告について (2) 令和２年度介護保険事業の実績について (3) 令和２年度地域包括支援センター事業の実績について
第 ２ 回	日時等	令和３年７月１９日（金） 午後２時００分～ 〔市役所旧館３階大会議室〕
	議事(案)	(1) 令和３年度地域密着型サービス事業所（認知症対応型共同生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）の公募の経過報告について
第 ３ 回	日時等	令和３年１０月４日（月） 午後２時００分～ 〔市役所旧館３階大会議室〕
	議事(案)	(1) 辞令交付 (2) 会長及び副会長の選出
第 ４ 回	日時等	令和３年１１月１６日（火） 午後２時００分～ 〔市役所旧館３階大会議室〕
	議事(案)	未定
第 ５ 回	日時等	令和４年１月２５日（火） 午後２時００分～ 〔市役所旧館３階大会議室〕
	議事(案)	未定
第 ６ 回	日時等	令和４年３月２３日（水） 午後２時００分～ 〔市役所旧館３階大会議室〕
	議事(案)	(1) 令和３年度認定者数、受給者数、サービスの種類別の給付実績について

※日時及び議事（案）について、変更する場合があります。